

2026/1/24 名古屋 東電刑事裁判・東電株 主代表訴訟が明らかにし た、福島原発事故の真実

東電刑事訴訟支援団弁護団
東電株主代表訴訟弁護団
脱原発弁護団全国連絡会共同代表
海渡雄一



今日のお話し

- ・第1 東電刑事裁判の審理の概要
- ・第2 国・推本による長期評価には、津波対策を基礎づける十分な信頼性があつた
- ・第3 東電による津波対策の始まりから、御前会議による批准まで
- ・第4 2008年6/7月武藤氏による津波対策の土木学会への先送りと検討期間中は何の対策もしないことを決定
- ・第5 2009/2010貞觀津波をめぐる東電・保安院・専門家の攻防
- ・第6 事故の直前から直後の時期に何が起きていたのか・何が隠されたのか
- ・第7 2022.7.13 東電役員に13兆円余の支払いを命じた東京地裁商事部判決
- ・第8 東電株代訴訟・東京高裁判決を乗り越え最高裁での逆転を目指す!
- ・第9 2024/1/1 能登半島地震 自然を恐れよ！
- ・第10 浜岡原発耐震データ捏造が示す、電力の退廃と規制委の無能
- ・第11 最高裁6.17判決3.5判決を乗り越え、次なる原発事故を防ぐために、裁判官を説得し、勇気づけ、司法に原発を止める判断の決断を迫り、裁判を通じた脱原発を実現しよう！

第1 東電刑事裁判の 審理の概要

東電元3幹部 強制起訴へ



勝俣恒久元会長
武藤栄元副社長
武黒一郎元副社長

検察審2回目議決 原発事故で業過致死傷罪

二〇一一年三月の東京電力福島第一原発事故をめぐり、東京第五検察審査会が、東電の勝俣恒久元会長(七五)ら旧経営陣三人を業務上過失致死傷罪で起訴すべきだとする「起訴議決」を出したことが分かった。被災者らでつくる「福島原発告訴団」が三十一日、明らかにした。勝俣元会長ら三人は今後、裁判所が指定した検察官役の弁護士に強制的に起訴される。市民の判断によって、原発事故の刑事責任が初めて裁判で問われることになった。他に起訴議決が出されたのは、武藤栄元副社長(六五)、武黒一郎元副社長(六九)。勝俣元会長ら三人は、福島原発告訴団に刑事告訴・告発されたが、東京地検などの捜査の結果、不起訴(嫌疑不十分)となつた。検察審査会は昨年七月に起訴相当と議決。地検の再検査で今年一月に再び不起訴となり、二回目の審査を続けていた。

2015年7月31日発行



強制起訴を実現するためには11人の委員のうち8人以上の多数の議決を2回得なければならぬ。このような議決が得られたということは、検察捜査が、事件の深層に及んでいたことを示している。



エポックだった 2回の 検察審査会で の審理

・検察審査会の1回目の議決は2014年7月であった。この議決は政府事故調の認定した事実をもとに、原発には高い安全性が求められ、1万年に1回あるような自然災害にも原発は備えなければいけないというオーソドックスな内容であった。2015年1月には再度検察は事件を不起訴とした。

・2回目の検察審査会の議決は2015年7月に明らかにされた。この審査の過程で、検察審査会の市民委員が、検察官が集めた証拠を検察庁から借りだし、全部目を通したのだと思われる。その結果、強制起訴議決には、それまで私たちが知ることのできなかった驚くべき事実が認定されていた。

・すなわち、**2008年2月の段階で推本の長期評価に基づいて津波対策やることは決まっていた**。それを原子力本部のナンバーワンの山下和彦氏が、御前会議で提案して社長以下の役員がみんな了承していた。その後4メートル盤での津波対策については工事計画案(エンジニアリング・スケジュール)までできていた。この年の3月31日には耐震バックチェックの中間報告の提出を福島県にも説明に行っているが、マスメディアや県関係者に聞かれたときに詳しく答えるためのQ & Aの中に、**推本の長期評価にもとづいて津波対策を実施する**という方針が記載されていたのである。

・本件の丙号証として提出されている関係書証は、参加人が自発的に証拠提出したものではなく、この議決にもとづいて原告側が証拠提出を求め、裁判所の勧告に応じてようやく提出されたのである。



東京地裁38 回の刑事 公判が明らか にした事実

- ・2016年2月に強制起訴がなされ、2017年6月に初公判が行われ、検察官による冒頭陳述が明らかにされた。本件において、大竹裁判長のもとで、まとめられた事実経過一覧表は、この第二次検察審査会議決と指定弁護士による冒頭陳述要旨に基づいてまとめられたものであり、この記載の多くは刑事裁判で取り調べられた証拠に基づいて立証された。
- ・刑事裁判一審の38回の公判では、1回の公判ごとに、それまで明らかにされていなかった推本の長期評価の策定の過程、東京電力の津波対策検討の過程、東海第二における津波対策実施の過程などの詳細に関する新事実が明らかにされていった。まさに、検察官の手によって驚くべき証拠が集められていたことが分かったのである。
- ・検察組織が、東京電力幹部の組織的な犯罪を明らかにするためその総力を挙げて集めた証拠の数々が、いったんは闇に埋もれるところを検察審査会の強制起訴議決によって、よみがえったといえる。

東京地裁審理は、合計21人について証人尋問を実施し、37回の公判が行われ、結審した。

- ・合計で21人（今村証人は前後2回）の証人が法廷で取り調べられた。
- ・同一証人で、高尾氏は3回、酒井氏、金戸氏、島崎氏、都司氏は2回期日が開かれた。
- ・指定弁護士は7月の期日であらためて高さ30メートルの高台をすり鉢状に掘り込み高さ10メートルの地盤に建設された福島原発の現地を見ることが、津波対策の重要性について裁判所が正確な判断を行うために必要不可欠であるとして**現地検証**の実施を求めましたが裁判所は採用しなかった。



判決公判を含めて合計38回の公判が行われ、取り調べられた証人は21人に及んだ。

- ・ 第1回（2017.6.30）冒頭手続き 書証の取り調べ
- ・ 第2回（2018.1.26）**上津原勉氏 東電広報担当 東電事故調事務局**
- ・ 第3回（2.8）追加の書証調べ
- ・ 第4回（2.28）久保賀也氏 東電設計 津波計算の担当
- ・ 第5,6,7回（4.10,4.11,4.17）**高尾誠氏 2008年当時東電土木グループ課長,2010年当時GM**
- ・ 第8,9回公判（4.21,4.24）**酒井俊朗氏 土木グループGM**
- ・ 第10回公判（5.8）**前田憲二氏 文部科学省 地震調査研究推進本部事務局**
- ・ 第11、12回公判（5.9,5.29）**島崎邦彦氏 地震学 元原子力規制委員長代理・地震調査研究推進本部長期評価部会長**
- ・ 第13,14回（5.30,6.2）**都司嘉宣氏 歴史地震学 地震調査研究推進本部長期評価部会委員**
- ・ 第15回（6.12）今村文彦氏 津波工学 福島第一原発のバックチェック審査担当
- ・ 第16回（6.12）**首藤伸夫氏 津波工学 土木学会津波評価部会部会長**
- ・ 第17回（6.15）岡本孝司氏 原子力工学
- ・ 第18,19回公判（6.20,7.6）**金戸俊道氏 東電土木グループ**
- ・ 第20回公判（7.11）堀内友雅氏 東電土木技術グループ[°] 海側の津波対策案の立案者
- ・ 第21回公判（7.24）安中正氏 東電設計 技師長 確率論の専門家 理学部門のリーダー

26,27回公判
では、双葉病
院の避難が放
射能に阻まれ
たためであつた
ことが浮き彫り
にされた。

- ・ 第22回公判（7.25）松山昌史氏 電力中央研究所 土木学会津波評価部会事務局を担当
- ・ 第23回公判（7.27）安保秀範氏 日本原電東海第二原発の津波対策を検討・実施した者
- ・ 第24回公判（9.5）西村功氏 東電の地震動対策担当 山本和彦氏 中越沖地震対策センター所長 健康上の理由で出廷不能のため調書の全文が朗読された。
- ・ 第25回公判（9.8）松澤暢氏 東北大学大学院 地震学の専門家(弁護側申請)
- ・ 第26回公判（9.8）避難に関わった双葉病院の看護師、ケアマネージャー、医師の証人尋問、自衛隊や福島県職員などおよそ20人分の供述調書が読み上げられ、過酷な避難の過程が明らかに。
- ・ 第27回公判（9.19）被害者遺族の調書の読み上げ
- ・ 第28回公判（10.2）今村文彦氏 津波工学 防潮壁の効果と施工について再尋問
- ・ 第29回公判（10.3）名倉繁樹氏 原子力安全・保安院安全審査官 耐震バックチェック時の審査担当
- ・ 第30,31回公判（10.16,17）武藤栄被告人質問
- ・ 第32回公判（10.19）武黒一郎被告人質問
- ・ 第33回公判（10.30）勝俣恒久被告人質問・
- ・ 第34回公判（11.14）被害者心情意見陳述
- ・ 第35回公判（12.26）指定弁護士論告・求刑 指定弁護士の求刑は被告人三名共通で禁錮5年
- ・ 第36回公判（12.27）被害者代理人事実意見陳述
- ・ 第37回公判（2019.3.12）弁護人ら弁論
- ・ 第38回公判（9.19）判決言渡 被告人に無罪判決が下された。



故人見やよいさん作成



2019年9月19日
東京地裁判決
永渕健一裁判長



地裁・高裁・無罪判決のポイントと、その判断の異常性

- ・無罪判決のポイントは、推本の長期評価には、津波対策を基礎づける信頼性がないということに尽きる。
- ・しかし、これは国の国家賠償責任を否定した6.17判決にも反している。さらに、検察の不起訴処分の説明の時にも、長期評価の信頼性がないという説明は、ほとんどなかった。
- ・推本の長期評価の信頼性、水密化の実行に時間がかかった理由などはほとんど話題とならなかった。
- ・説明の主眼は「東京電力によるシミュレーションでは南側から津波が来ることとなつており、東京電力が津波対策を講じたとしても、南側だけに防潮堤を築いたはずである。しかし、実際の津波は東側全面から押し寄せており、シミュレーションと違つていて、結果は回避できなかつた」という点におかれた。
- ・事故の前に、そのような異常な防潮壁の計画案が実際に策定されていた事実があるのかを問うたが、刑事裁判の経過を通じて、このような計画案が事故以前に立てられていたことを示す証拠は示されなかつた。このような事実経過からは、不起訴とした検察庁・検察官らも、結果の予見可能性を否定することは難しいと考えていたことを示している。

最高裁の正門前から裁判官室に向かい、「東京電力と密接な利害関係を持つ草野耕一裁判官は東電刑事裁判の審理を回避せよ！」と、毎月訴え続けた。



2025/3/5 最高裁上告棄却決定

最高裁判所第2小法廷（岡村和美裁判長）は、三浦守裁判官を除く裁判官3人（岡村和美裁判長、草野耕一裁判官、尾島明裁判官）全員一致で、3月5日付で、検察官役の指定弁護士の上告を棄却し、1～2審の「無罪」の判決を維持する決定をした。

- ・決定は、2002年の推本長期評価の信頼性そのものを否定しており、2022年6.17判決とも矛盾する異常な判断である。
- ・我々は、東京電力との深い関係にある草野耕一裁判官が裁判の公正を妨げると考え、事件の回避を求めてきたが、3月21日の定年退官の直前の判断に強い憤りを禁じえない。
- ・2022年、東電民事裁判の最高裁6.17判決で、少数意見を書いた三浦守裁判官が事件を回避した。三浦裁判官には、この事件の捜査に関与した経歴はなく、回避には法的な根拠がない。何らかの圧力があったのではないかと推測される。



東電刑事裁判 が明らかにした ことの概要

- ・推本の長期評価がどのような議論を経てまとめられたかが分かった。
- ・東電内部における津波対策がどのように進められたかが分かった。
- ・保安院が、津波対策について、どんな対応をしていたかが分かった。
- ・東海第二原発では津波対策がとられていたことも分かった。
- ・土木学会が、津波対策の先送りに手を貸していたことが明らかになった。
- ・2011年3月に公表予定であった、推本長期評価の新版ではM9クラスの津波地震が正確に想定されていたことも分かった。
- ・事故直後から、系統的に重要な事実の隠ぺいが進められていたことが分かった。
- ・刑事裁判の記録が、株代訴訟の一審判決につながった。

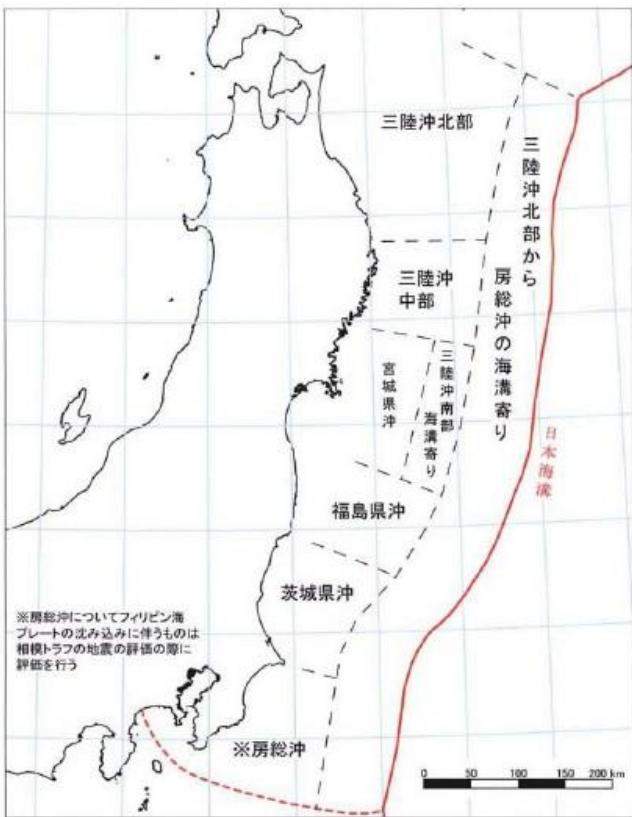
**第2 国・推本による長期評
価には、津波対策を基礎づけ
る十分な信頼性があった**

文字を表示



2002.8.1朝日新聞

2002年には、当時役員であった被告人らには 福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険を 予見することが可能だった



- ▶ 政府の地震調査研究推進本部から、三陸沖から房総沖の日本海溝沿いで過去に大地震がなかった場所でもマグニチュード8クラスの地震が起き得るとの見解（長期評価）が公表された。
- ▶ 民事の損害賠償訴訟の多くでは長期評価は津波対策を動機づける信頼性を持つものであることが認められている。
- ▶ 断層モデルの位置を福島県沖の海溝付近へ移動して計算を行えば、2002年の時点で、福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険が察知されたはずである。

過去400年に3回のプレート間津波地震が起きている。

- ・1611年 慶長三陸沖津波地震
- ・1677年 延宝房総沖津波地震
- ・1896年 明治三陸沖津波地震
- ・このような想定について、委員から、明確な反対意見は口頭でもメールでもなかった。

主な地震と震源域 長期評価より

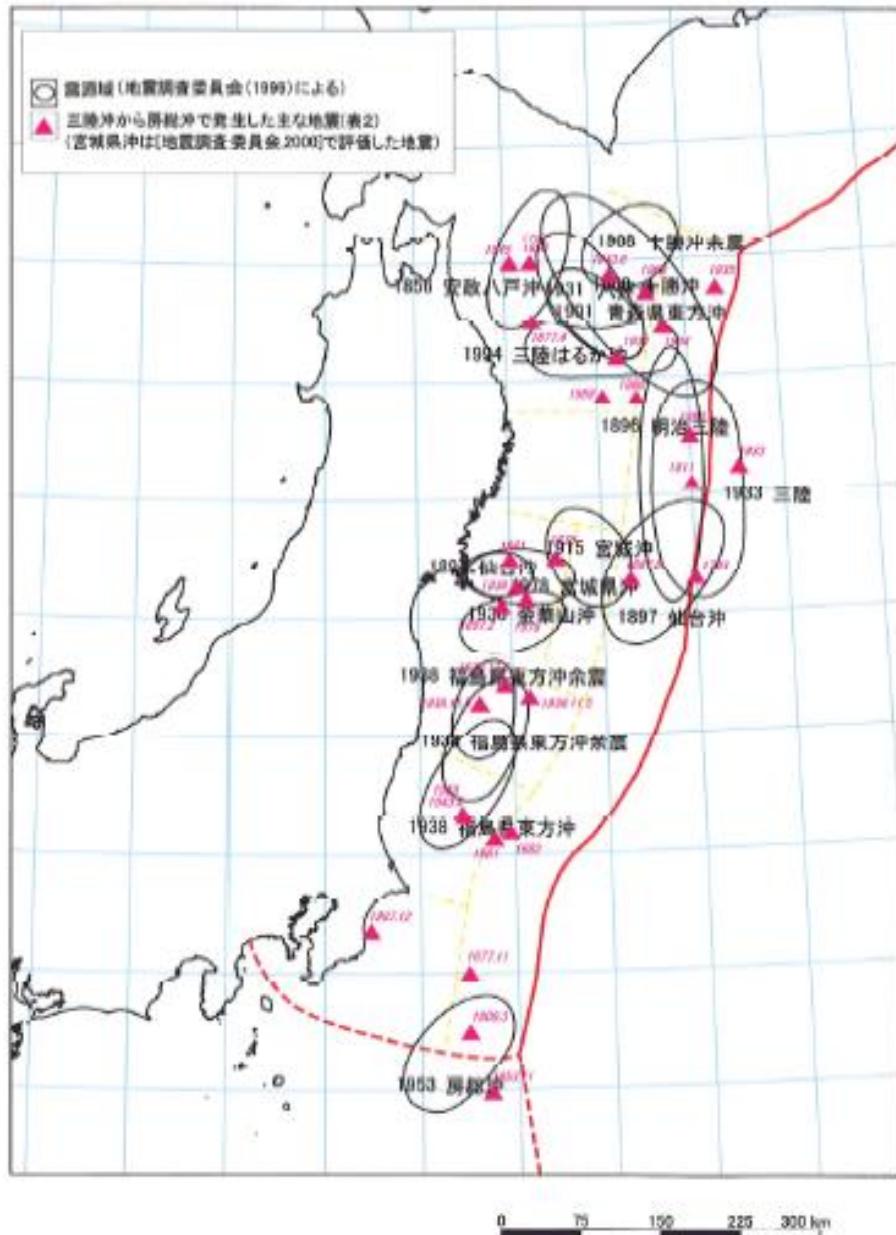


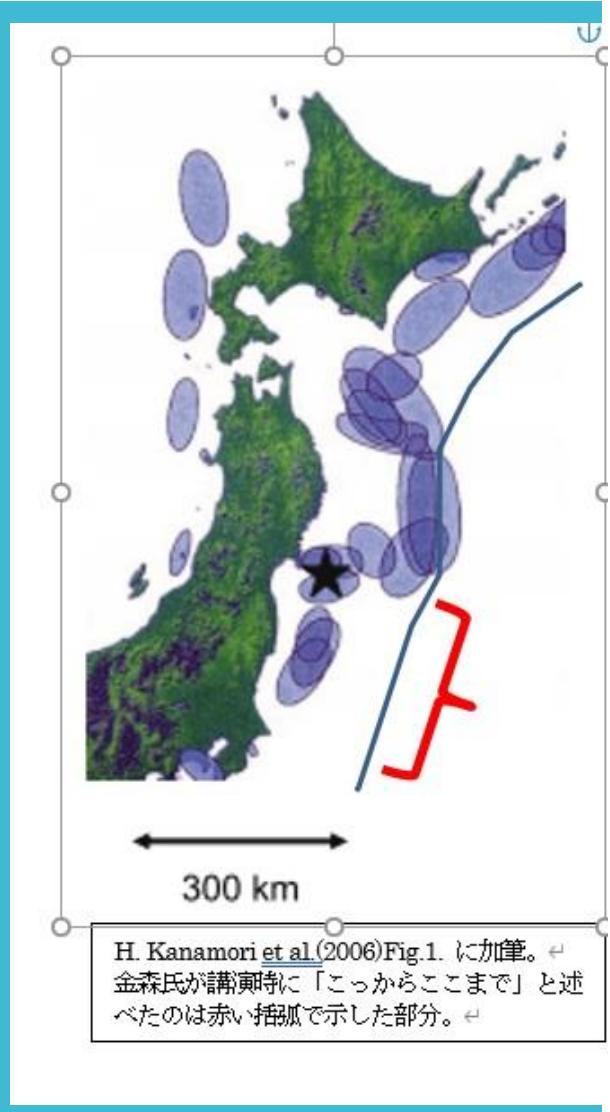
図5 三陸沖から房総沖にかけての主要な地震と主要震源域(地震調査委員会, 1999)

- ・福島県沖でも、陸寄りの領域では、大きな地震が起きていた。
- ・福島の沖合の海溝よりだけ、地震活動が起きないとという、科学的な根拠は何もなかった。

推本長期評価分科会委員・気象庁元地震火山部長 濱田信生氏の株代訴訟・証人尋問

2001年12月7日の同分科会第8回から02年6月18日第13回までの議論で、長期評価が全員一致でまとめられた

- 政府の地震調査研究推進本部（地震本部）の長期評価（2002）[1]で、「二陸沖から房総沖の日本海溝沿いのどこでもM8.2程度の津波地震が起こりうる」と予測した内容について、濱田氏は、地震学会のトップクラスの研究者十数人が議論を重ねて、「異議を申し立てた人はいなかった」。
- インドネシア・スマトラ島沖で2004年に大地震が発生したことが地震学に与えた影響だ。想定外の津波で20万人以上が亡くなったこの地震以降、過去の記録にもとづいただけの地震対策では足りないと考えられるようになってきていた。
- 「当時の地震学界を代表するようなメンバーを集めて、議論をして、激しい意見対立がなく、こういう形でまとまった。いろいろわからないことはいっぱいあるわけだけれども、科学的に純粹に、外部の雑音も無視して、検討するとこういう結果になりますよと示したものだ。**当然尊重されてしかるべきだ**と思う」



金森博雄カリフォルニア工科大学名誉教授
(元東京大学教授, カリフォルニア工科大学教
授, 米国地震学会会長)

- 世界的な地震学者である金森博雄氏は「福島あたりはカップリングが固着している。にもかかわらず 1 4 0 0 年間大きな地震がない。」
- 「スマトラ地震に匹敵するような地震が起こる可能性はあるし、ゆっくりとここで貯まっている歪みが解放される可能性もある。」
- 福島県沖の海溝寄りで津波地震が発生する可能性はあると明確に述べている。

第3 東電による津波 対策の始まりから、御前 会議による批准まで

被告勝俣が社長に就任したのは2002年の損傷隠し事件で、多くの役職者が一斉に辞職したためであった。

・再発防止対策として、原子力部門の情報公開を徹底することや、原子力部門の閉鎖性を打破すること、企業倫理遵守の徹底等の「4つの約束」を打ちだした



2007年12月 中越沖の断層 隠しへの批判

2007年12月6日

・この隠ぺいが問題とされ、武藤と武黒らが記者の前で謝罪したのは運命の2008.2.16御前会議のわずか3か月前のことである。

・そして、本件においても、15.7メートルの想定津波の高さ計算、貞觀津波にもとづく津波高さ計算なども、東電は徹底して国に対しても、県に対しても、マスメディアに対しても隠した。

・被告勝俣らが2002年に社会に行ったはずの「4つの約束」の冒頭で唱えた「情報公開の徹底」など、全く意に介さない対応が採られていたのである(甲225145ページ)。

資料4-2
甲△76 80丁(裏)
「また隠べい体質露呈」と標題の記事

結果が得られた。

市長は「トライアル版」に登場したのだ。彼は公認する「ことを考えなかっただ」と説明。國が公認を出し「ながった」といふ。この事件結果は、今年七月に中止が発表され、「同海城の活動停止」が決まりた。東京のトラカル風し野市長が集まつてこの件で、東京のトラカル風し野市長が集まつてこの件で、

市議はうなづいて、
知りないうふたつ
た國をあるる
も安樂

「お前がね」むかしの時代をなぞる。再び煙草をたべた。再び煙草をなぞる。かの頃もこんなに

た頃から、
お出でになつて、
お見合ひに
上あつた。

19.12. 6 (27面) 新日
ムンホウ=1 3/2 東電

また隠へい体质露呈
地元に憤り、驚き

四

断層隠しを深く 反省した高尾



・中越沖地震に関連した活断層に関する情報隠しの時も、当事者は武黒、武藤、吉田、酒井、高尾であった。そして、高尾も謝罪の会見の場に幹部とともに列席したのである。県民目線で判断をし、できるだけ速やかに公表するという方針を福島原発の津波対策に適用すれば、津波計算結果は、社内はもちろんのこと、少なくとも保安院と福島県には説明すべきであると高尾氏は考えていたはずである。しかし、その公表が、武藤氏や吉田氏、山下氏、酒井氏らによって阻まれていたのである。

・「2003年当時だとは思いますけれども、その前は活断層ではないと評価していました発電所前面海域、海の断層について、2003年には活断層であるという再評価を行ったわけなんですけれども、その公表について、耐震設計に影響を及ぼすような評価結果、検討結果の公表の在り方について、社内の考え方だけで決めるのではなくて、県民目線で判断をし、できるだけ速やかに公表するというようなことがこのときの教訓として得られたかと思います。」

・そして、津波の問題を含めて、「耐震安全性と言いますか、発電所の安全性にとって重要な案件につきましては、広く一般の目線で判断をし、かつ判断したことについては、できるだけ早く公表していくことが必要なのだろうというふうに思っておりました。」（甲297の1 高尾5回45丁）

2006年耐震設計審査指針は、発生確率が極めてまれな地震・地震動、津波を想定することを求めていた

・2006年に原安委が制定した耐震設計審査指針においては、津波に対する安全性判断について、「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」(甲640, 22頁～23頁)は、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波(以下「想定津波」という。)による水位変動及び砂移動等について、妥当性を確認した数値計算等を用いて適切に評価し、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないことを確認すること。」と定められた。

・「平成19年本部長手持ち資料」(甲488号証 5718丁)では、「想定を越える津波に関する検討 -原子力安全・保安院、原子力安全基盤機構との溢水勉強会において、想定を越える津波が来襲した場合の安全性に関するコメントがあった。(※)」「※津波評価は土木学会手法により実施することとなるが、(中略)しかしながら、これを超える確率が工学的に無視できるレベル(例えば 10^{-7} 回/年)にはならない見込みである。」と記載されている。

・この文書は、土木学会の津波評価技術にもとづいて確率を算定しても、無視できないレベルになる見込みという意味であり、確率が 10^{-6} 回/年を上回れば工学的に無視できない、少なくとも、100万年に1回(10^{-6})という極めて低い頻度の大規模津波まで考慮に入れた対策が必要と述べられている。これが東京電力の公式見解であり、被告勝俣らにも伝えられていたのである。

東電設計に対する
る依頼は、試算で
はなくバックチェックの基準津波を
決めるためのもの
であった

- ・東電土木グループが対策の検討を始めたのは2007年11月だった。
- ・2008年1月11日、土木調査グループは、吉田昌郎らの承認を得た上で、東電として東電設計に対し、長期評価の見解に基づく日本海溝寄りプレート間地震津波の解析等を内容とする津波評価業務を委託した。これは、正規の委託契約である。
- ・このことは発注仕様書に明記されている。
- ・この発注書には吉田管理部長、関連するグループのGMが押印しており、東電本店の部長に与えられていた権限に照らせば、東電の方針を決したものとの評価も可能である。

甲297の4資料45

承認書 (本店用)			
(No. : 34 改訂番号: 0)			
承認	審査 (関係箇所)		
原子力設備 管理部長 	新潟県中越沖地震対策センター 土木建築担当 	設備計画GM 建築GM 	土木技術GM
H20.1.11	H20.01.11	H20.1.11	H20.1.11
審査 (ライン)	作成		
土木GM 	メンバー 	確認 	
H20.1.10	H20.1.10	H20.1.10	H20.1.10
作成箇所: 原子力設備管理部 新潟県中越沖地震対策センター土木グループ			

(件名)
新潟県中越沖地震を踏まえた既設プラントの津波評価委託の計画ならびに一部実施について

1. 提案事項

(1) 計画の概要
新潟県中越沖地震を踏まえた既設プラントの津波評価を計画すること。

- a. 新潟県中越沖地震を踏まえた柏崎刈羽原子力発電所の津波評価 一式
- b. 新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一、第二原子力発電所の津波評価 一式

(2) 一部実施の概要
新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一、第二原子力発電所の津波評価を社外委託にて実施すること。

- a. 海底地形データ作成 一式
- b. 潮位データ作成 一式
- c. 津波解析 一式
- d. 資料作成 一式
- e. 報告書作成 一式

(3) 予定期間

- a. 計画の予定期間 平成20年2月～平成23年3月
- b. 一部実施の予定期間 平成20年2月～平成21年7月

広域及び発電所近傍の海底地形を最新情報(広域: 日本水路協会データ、発電所近傍: 採泥測量データ)により作成する。

(2) 潮位データ作成

最新の観測データより潮位条件を設定する。

(3) 津波解析

a. 既往の想定津波に対する検討

既往検討結果の想定津波のうち最大及び最小となったケースについて数値計算を実施し、福島第一・第二原子力発電所における津波高さを求める。

b. 日本海溝寄りプレート間地震津波に対する検討

前面海溝寄りプレート間の2領域の地震(津波地震、正断層地震)による想定津波について、概略パラメータスタディ及び詳細パラータスタディを行い、福島第一・第二原子力発電所における津波高さについて検討する。

c. 最新の知見による断層モデルに対する検討

海域活断層の再検討結果及び最新の知見による断層モデルによる数値計算を実施し、福島第一・第二原子力発電所における津波高さを求める。

d. 津波対策工を考慮した検討

福島第一・第二原子力発電所について、津波対策工をモデル化し、上記の津波検討で最大及び最小となったケースについて数値計算を実施し、津波高さを求める。

(4) 資料作成

H20年3月に予定されている、耐震安全性評価の中間報告書及びH21年3月及び6月に予定されている耐震安全性評価報告書提出に伴う資料を作成する。

(5) 報告書作成

以上の検討結果について整理し、報告書を作成する。

6. 社給材料および貸与機器、数量、受託者の実施すべき管理項目

- (1) 作業用電力、用水、圧縮空気等(無)
- (2) その他社給材料(無)
- (3) 貸与機器(無)
- (4) 土地、建物「直接区域として無償貸付(無)」

7. 安全対策

なし。

山下和彦中越沖地震対策センター長の決定的な検察官調書

推本の長期評価を取り入れる方針は2月の御前会議と常務会で了承・承認されていた

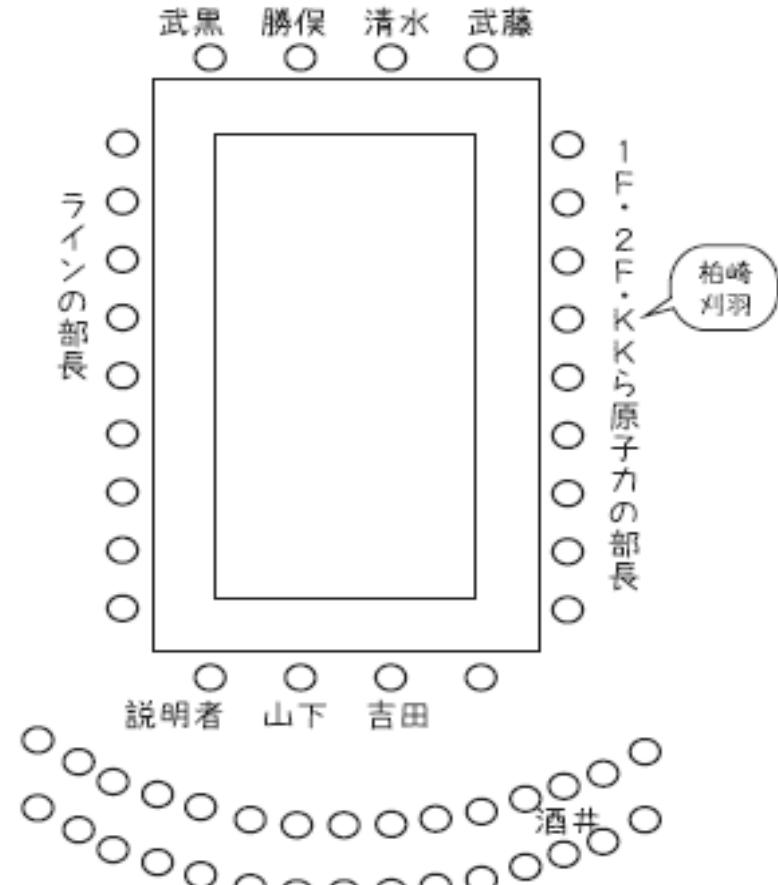
- ・推本の長期評価は最新の知見であり、最新の知見を考慮することは当然と考えられていた。
- ・2008年2月16日の中越沖地震対策センター会議<御前会議>で、山下氏は、原子力整備管理部として、自ら勝保社長らのいる場で推本の長期評価を福島原発のバックチェックにおいて取り入れるという方針を説明し、この方針が異議なく了承された。武藤・武黒被告人らは、これを否定。しかし、資料には明記されており、他のメール等とも符合する山下氏の説明は合理的である。
- ・この当時は、津波の評価が高くなってしまっても、10m盤を超えることはなく、4m盤上の海水ポンプの機能を維持すれば良く、ポンプの水密化やポンプを建屋で囲う程度の改造ならば、2009年6月のバックチェック最終報告に間に合うと考えていた。
- ・2008年5月下旬あるいは6月上旬に、私と吉田昌郎原子力設備管理部長は酒井氏と高尾氏から、福島第1の津波評価が15.7mとなっているとの説明を受けて、大変驚いた。

これが
御前会議だ！

正面は武黒・勝俣・
清水・武藤
対面するのは山下・
吉田と説明者
左側はラインの本店
部長
右側には各原発の所
長以下の幹部

人見やよい
「東電刑事裁判傍聴
Handbook」より

■御前会議



▲酒井GMが公判で描いた図を再現

勝俣、武黒、武藤ら、一番偉い人から部長たち、部署のトップまでが
一同に集まる会議を「御前会議」と呼んでいた(酒井GM談)

後ろに座っている社員が、前に出て説明する。
資料は紙で配る(残しちゃまずい資料は回収)。

2. 16 御前会議 資料 7.7m以上、さらに 大きくなる可能性

4. 地震隨伴事象である「津波」への確実な対応

(1) 津波高さの想定変更（添付資料参照）

	従 来	見直し（案）	備 考
津波高さ	+5.5m	+7.7m以上	地盤変動によってはさら に大きくなる可能性
算出手法	土木学会の手法	土木学会の手法	変更なし
理 由	海溝沿いの震源 モデル考慮せず	海溝沿い震源モ デルを考慮	指針改訂に伴う基準地 震動Gs策定において海 溝沿いモデルを確定論 的に取扱うこととした ため。

（東電株代訴訟
甲297号証）

2. 16 御前会議 資料（耐震技術グ ループ作成） 津波への確実な対処

4. 地震随伴事象である「津波」への確実な対応

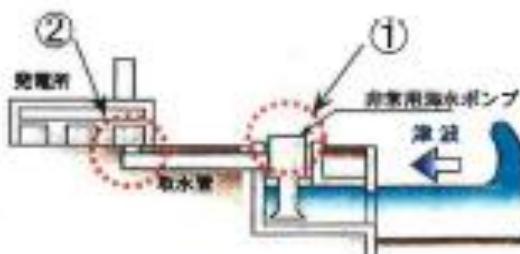
(2) 対策検討

① 非常用海水ポンプの機能維持（特に1F）

- ポンプモータ予備品保有（暫定対応）
- 防水電動機等の開発・導入（本格対応1）
- 建屋設置によるポンプ浸水防止（本格対応2）

② 建屋の防水性の向上

- 津波に対する強度補強
- 貫通部、扉部のシール性向上 等



③ 引波対応（非常用海水 ポンプ）

- インターロック追加
(ポンプ自動停止)



東京電力

特許情報 目的外使用・複数・開示禁止 東京電力株式会社

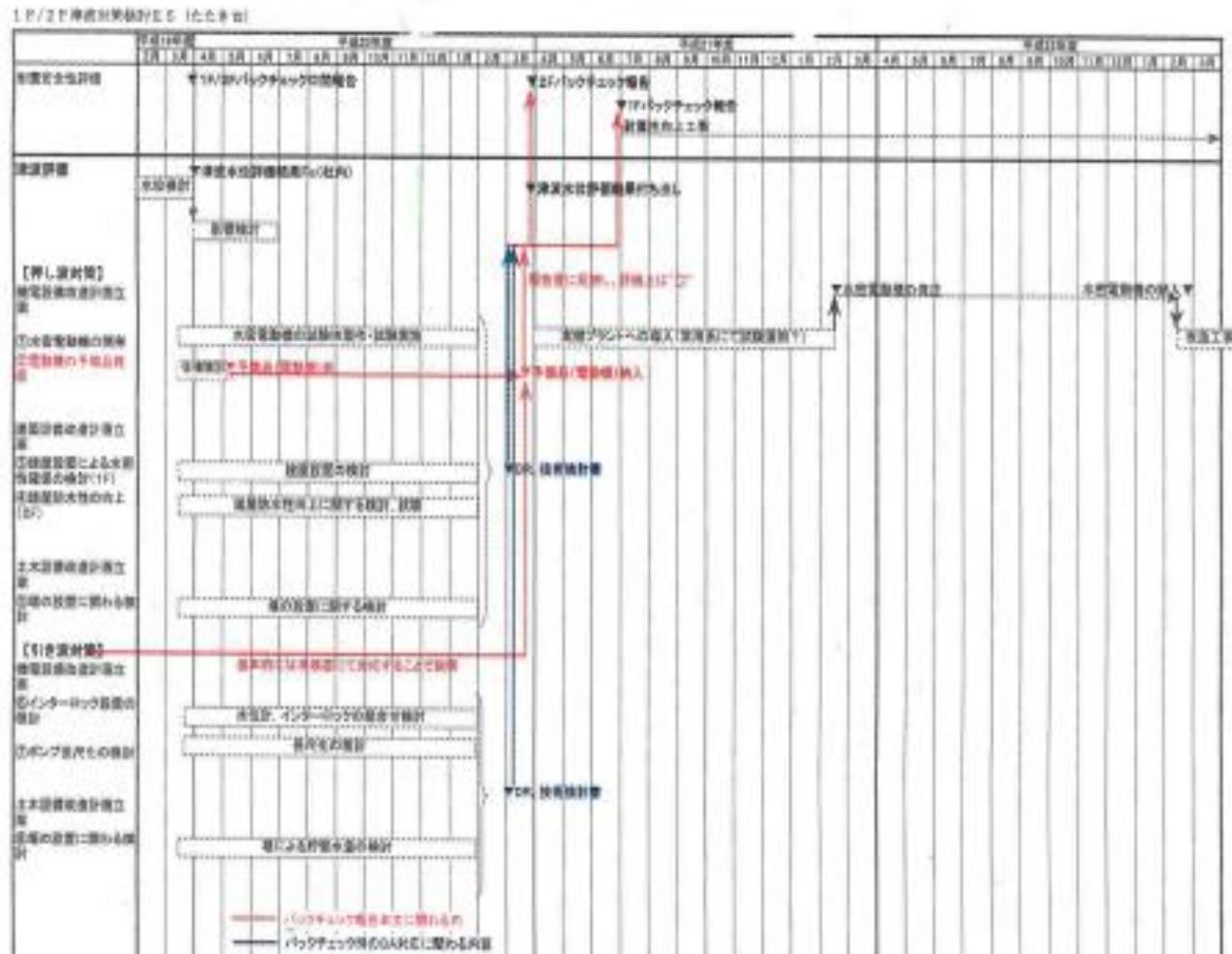
13

(東電株代訴訟甲297号証)

御前会議の議論を踏まえて、グループ横断の津波対策会議が開催されることに

- ・機器耐震グループの山崎GMが酒井氏らに対して3月6日に送ったメール「1F／2F津波水位に関する打ち合わせ」がある。
- ・「現在、土木Gにて津波高さの検討を進めており、結果がもうすぐ出るとの話を聞いております。
- ・また、**先回の社長会議でも津波の対応について報告しています。**
- ・評価上、津波高さが大幅に上がることは避けられない状況であることから、その対策について具体的なエンジニアリングスケジュールを作成し土木、建築、機電を含めて今後の対応策について検討していく必要があります。
- ・**キックオフとして以下の日時（3月7日）にて打合せを実施したいと考えておりますのでご参考の程お願いいたします。」**
- ・御前会議には土木グループと機器耐震グループから津波対策に関するパワーポイントを一枚ずつ作成提出し、その説明を行って経営幹部らの了承を受けたことを前提に、このメールは書かれている。

3.6 山崎GMの酒井宛メールに添付されたエンジニアリングスケジュール（津波対策工事スケジュール）



36

1

⑥

東電株主代表訴訟
甲 298の3

10mを超えると 対策工事の規模 が大きく変わる

- ・2008年3月7日に東京電力の金戸氏らが出席して行われた津波対策のスケジュールに関する打ち合わせが行われています。「土木G（グループ）の津内水位に関する評価状況から1F、2F（福島第一、第二原子力発電所）については今まで想定していた津波の水位を上回る見込み（O.P.+約5.5m→O.P.+約7.7m）である（**社長会議にて説明済み**）。」
- ・「打ち合わせの中で、土木G（グループ）から津波高さがO.P.+12～13m程度になる可能性が高いとの説明があったが、機器耐震技術Gは福島サイトにおいてO.P.+10mを超えると主要建屋に水が流入するため、対策は大きく変わることを主張。用意したES（エンジニアリングスケジュール）も津波水位がO.P.+10mを超えると成り立たないこと、対策 자체も困難であることを説明。土木G（グループ）にて再度水位設定条件を確認した上で、想定津波高さが10数mとなる可能性があることについて上層部へ周知することとした。」などとされている。
- ・想定津波が10m盤を超え、津波対策の規模が大きくなることに社内が動搖していることがわかる。

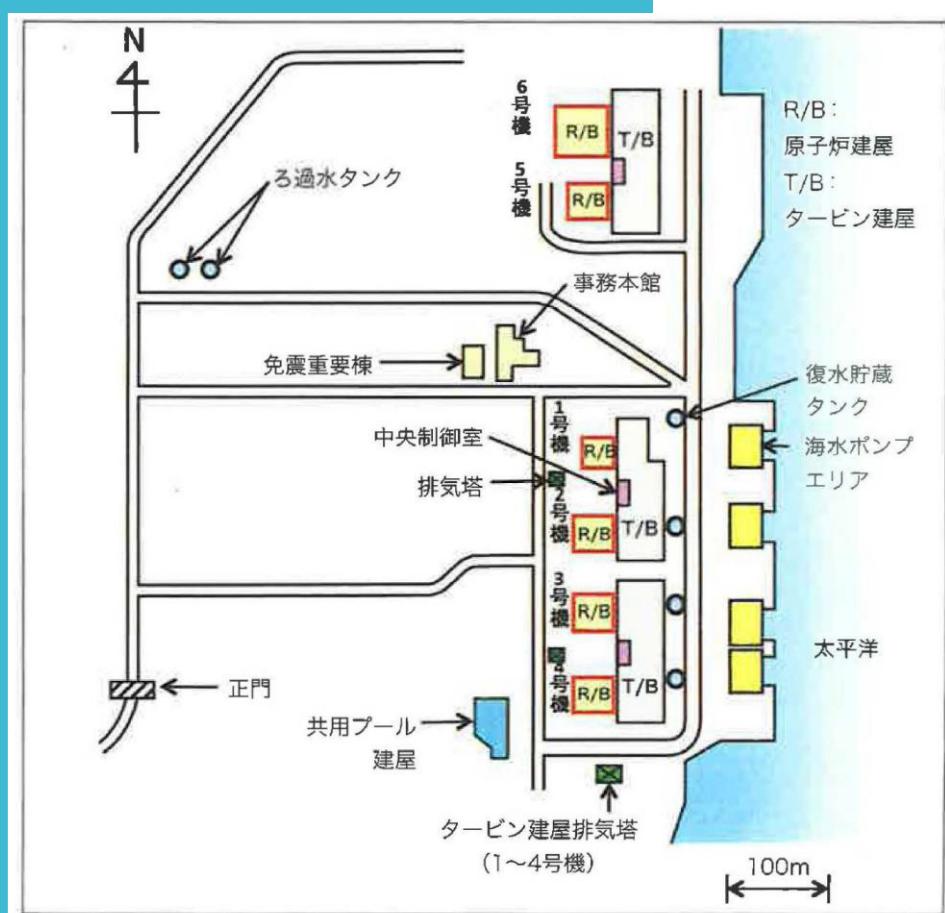


図1-2 主要部平面図



図2-2 福島第一原子力発電所中心部の海拔高さ

甲44 「政府事故調技術解説」



第4 2008年6/7月武藤氏による津波対策の土木学会への先送りと検討期間中は何の対策もしないことを決定

6月10日の 武藤常務ヒア リング直前の 状況

- ・高尾氏は「建築や土木設備グループなど関係各所に結果を適切に伝え、対策を実施すべきだと感じた」と証言した。
- ・4月23日の部内の検討会合の議事録では、鉛直壁19mは対外的に大きなインパクトがある、社内のDR（デザインレビュー委員会）や常務会にも上げて、上層部の意見を聞く必要があるなどと話し合っていた。
- ・2008年6月2日には、福島原発の津波に関して、酒井、高尾、金戸と吉田発電設備管理部長との会合がもたれている。吉田氏からは、「上に上げよう」と返答があり、至急武藤氏との会合がセットされた。
- ・6月6日、9日には、東電設計との会合があり、東電設計からは、碎波の効果を見積もっても、津波高の低減は見込めないこと、沖合の防波堤の設置は10m遡上するところを4m程度低減できることが報告されている。
- ・この津波は、津波対策の規模を決める前提として計算されたことは明らかである。

6月10日武藤常務面談は2月に決まった方針を踏まえ、10m盤上の対策内容を決めるためのものであった。

- 2008年6月10日、高尾氏は吉田昌郎、山下和彦、直属の上司酒井俊朗、部下の金戸俊道及び機器耐震技術グループ、建築グループ、土木技術グループの担当者が出席し、被告人武藤に、地震本部の長期評価を取り上げるべきとする理由及び対策工事に関するこれまでの検討内容等を、資料を準備して報告しました。証言では、武藤に示された書面をもとにくわしい証言がなされた。
- 酒井俊朗、高尾誠が行った、地震本部の長期評価を採用して、津波対策を講じる方向での説明に対し、被告人武藤は結論を示さず、
 - ①津波ハザードの検討内容について詳細に説明すること、
 - ②4m盤への遡上高さを低減するための概略検討を行うこと、
 - ③沖合に防波堤を設置するために必要となる許認可を調べること、
 - ④平行して機器の対策についても検討すること、
- を指示しました。
- 高尾氏は、これらの検討事項は①を除けば対策実施を前提としたものであり対策を実施する方向で上層部も動いていると考えていたと証言した。

2008.6.10 武藤説明資料

全ての説明は、
津波対策の必要性を示唆している

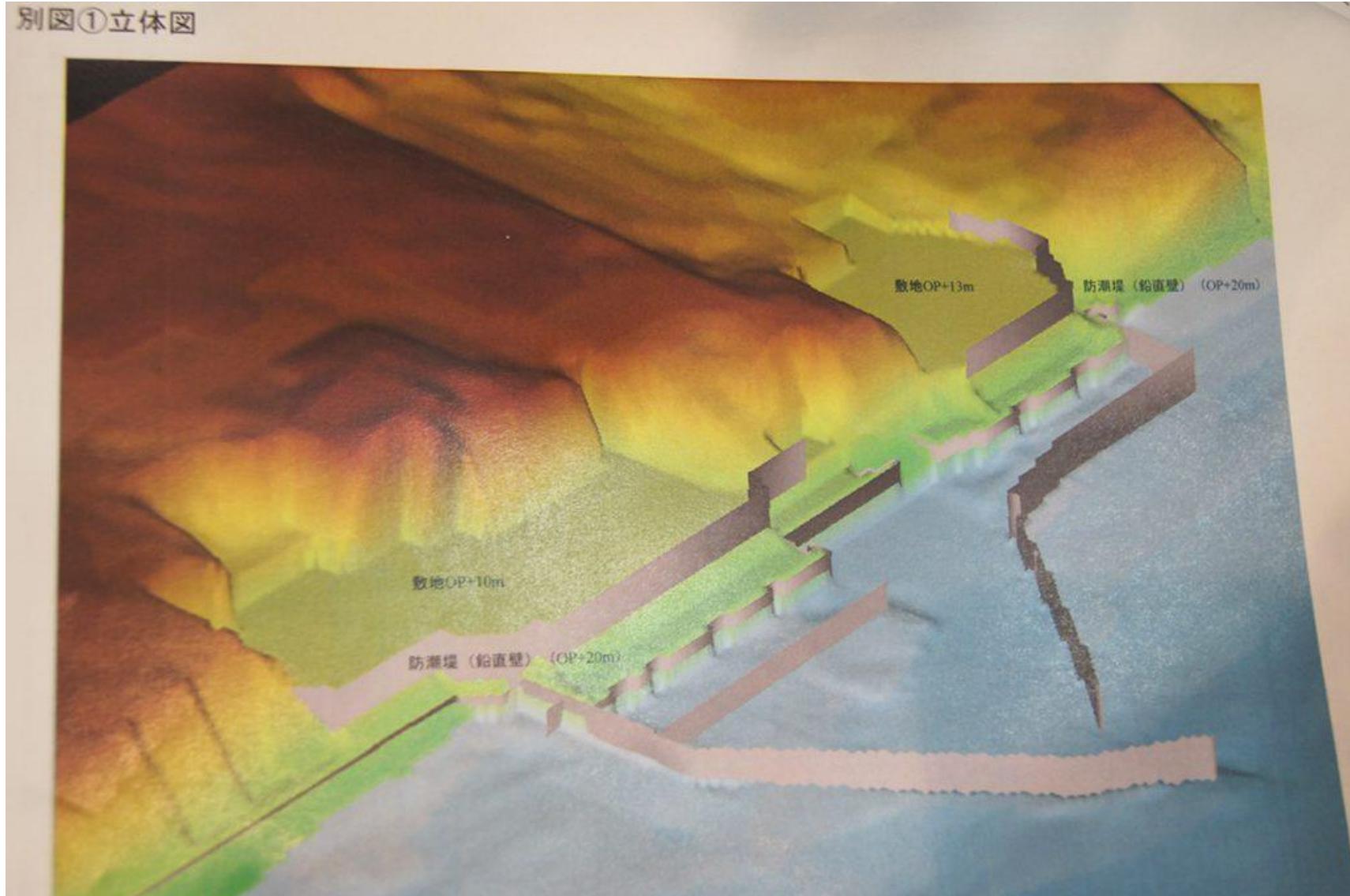
○津波の波源

不確かさを考慮すべきとする指針の精神、専門家の意見を踏まえ福島沖の海溝沿いを波源とする津波の検討を実施中



津波対策の立体図

高さ20メートル
の防潮壁(鉛直
壁)の書かれた説
明図。



対策の先送りは、過酷事故に対する想像力の欠知と、安全性に関する意識や認識の甘さを示すもの

- ・数年かけて土木学会に検討を依頼するという判断は、津波が襲来した場合には過酷事故に直結する可能性が高く、その場合の被害の甚大さに鑑みれば、原子力事業者である東京電力にとって、優先順位の高い、緊急の重要案件であって、経営の根幹にも関わるべき問題であった。
- ・このように考えることが、本件事故後の「後知恵」であるというのであれば、それは、突き詰めれば、そのような津波は、防潮堤等の対策が完成するまでの間に、実際には来ないであろうという認識が、東京電力において一般的であったということになるが、それは、取りも直さず、本件事故前における、被告ら及び東京電力が原子力事業者として有していなければならぬ、基本的ともいべき、過酷事故に対する想像力の欠知と、安全性に関する意識や認識の甘さを示すものであって、許容できるものではない（判決要旨18頁、19頁）

津波対策見送り の直後2008年 9月10日 「耐震バック チェック説明会 (福島第一) 議事メモ」に津 波対策は不可 避とされていた

耐震バックチェック説明会（福島第一） 議事メモ

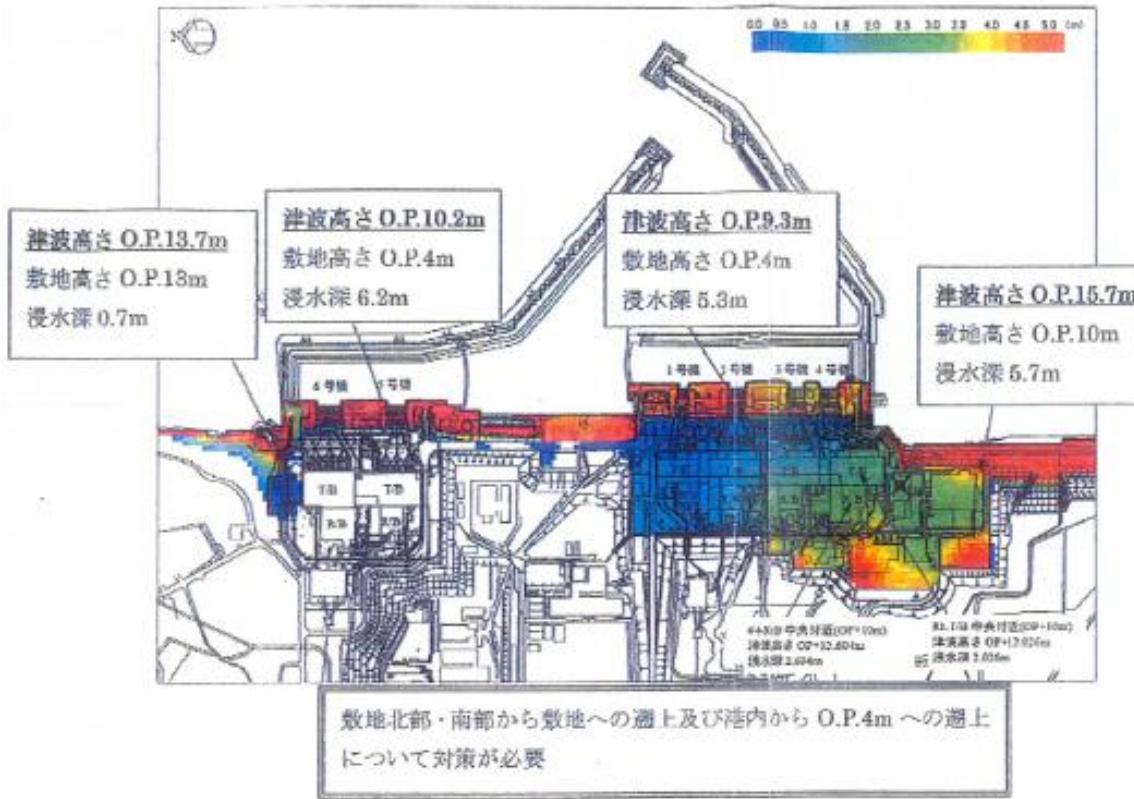
- 日時：平成 20 年 9 月 10 日 13:15～15:10
- 場所：福島第一原子力発電所 第二応接室
- 出席者
 - （福島第一）計 18 名
 - 小森所長、高橋ユニット所長、町田ユニット所長、北村副所長（広報）、風見技術統括部長、原口広報部長、高儀一全部長、川野二全部長、山本技術部長、稻垣高経年化 P J GM、佐藤保全計画 GM、柴崎土木 GM、金谷建築 GM、他（本店 地震対策センター）
 - 山下センター所長、機器耐震技術 G 村野 GM、土木耐震 G 百瀬 GM、土木調査 G 金戸、建築耐震 G 小林（和）、新木、地震対策統括 G 中山（記）
- 議事概要（1F、2F 共通）
 - 耐震バックチェックについて、地震対策センターより、以下の項目について説明を実施。
 - ・ 1F、2F 耐震バックチェック中間報告の概要
 - ・ 「耐震バックチェックに反映すべき事項」（9月4日 NISA 指示文書）の概要
※ 福島サイトは内陸地盤内地震による地震動が比較的小さいため、指示文書により短周期レベルを 1.5 倍としても評価結果にはほとんど影響がないことを説明。
 - ・ バックチェックに係る今後の対応（計画見直し、対外アナウンス、想定工事範囲、PLMへの影響）
 - ・ 屋外重要土木構造物に対するバックチェック検討状況
 - ・ 津波に対する検討状況（機微情報のため資料は回収、議事メモには記載しない）

- 1枚目議事概要の中に、「津波に対する検討状況（機微情報のため資料は回収、議事メモには記載しない）」とある。
- 文字通り、津波問題こそ、最大の機微問題であったこととなる。
- その「回収」された資料には何が書かれていたか。

- ・推本の見解を完全に否定することが難しい
- ・現状より大きな津波高さを評価せざるを得ない
- ・津波対策は不可避

福島第一最大浸水深図

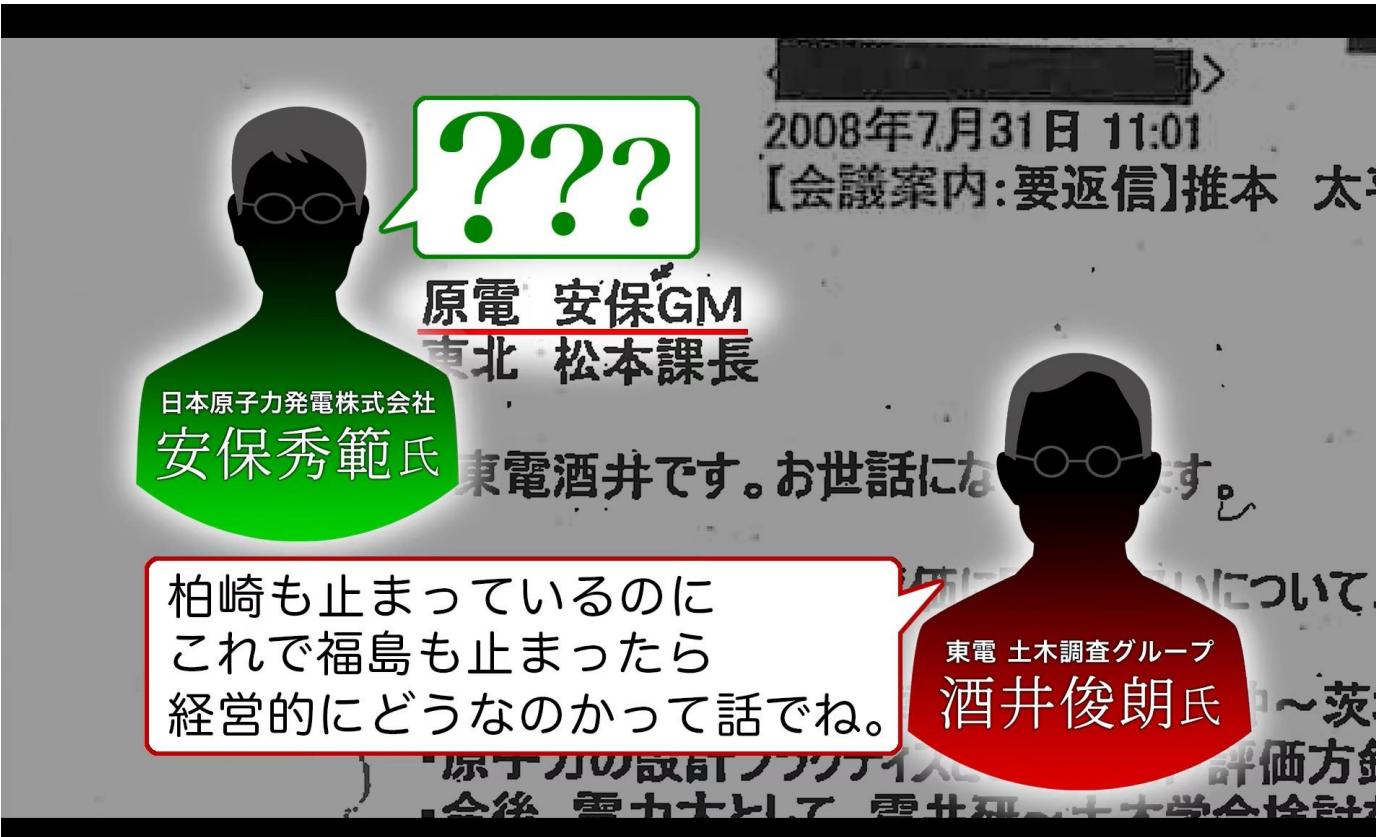
丙90の2



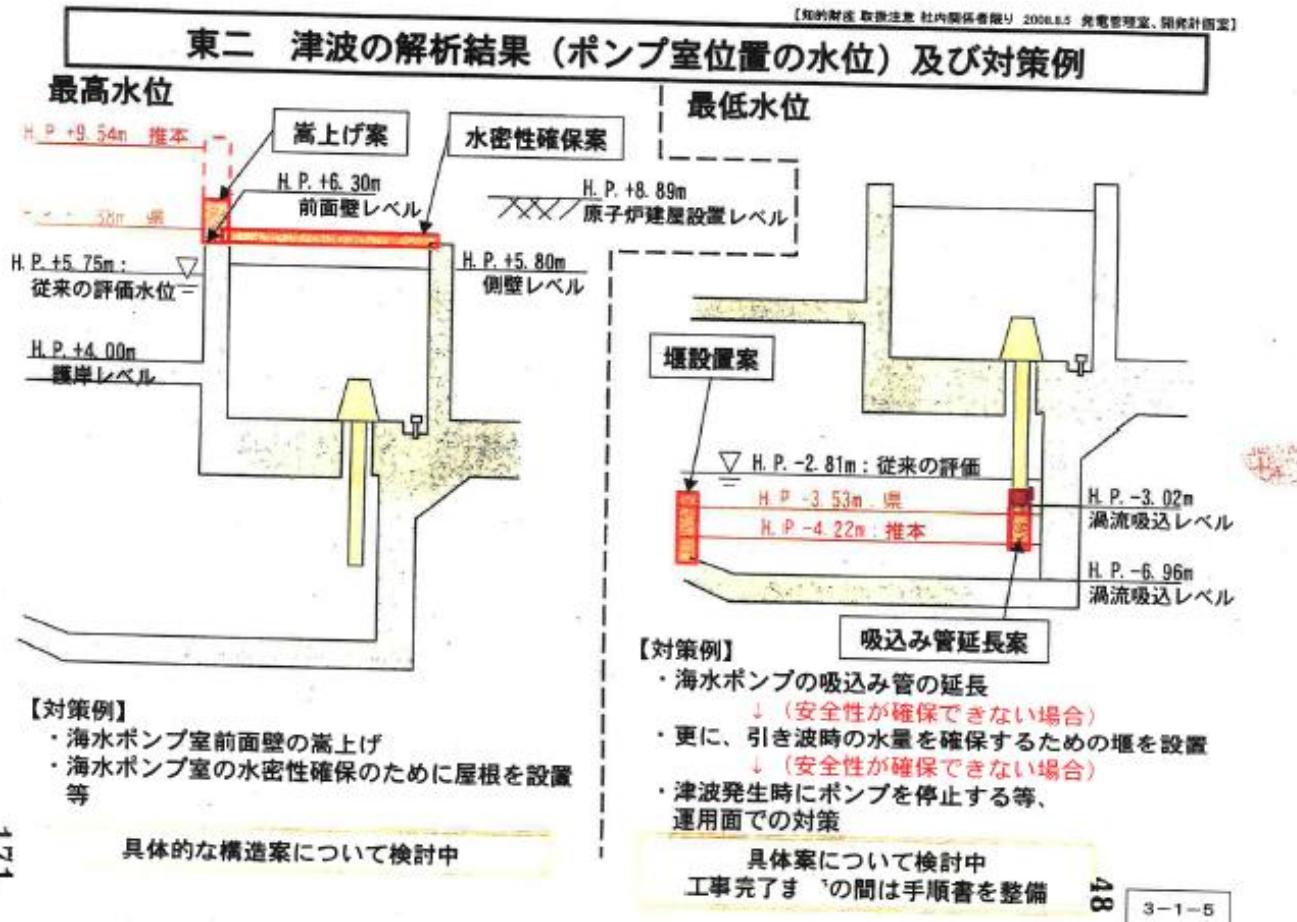
今後の予定

- 推本がどこでもおきるとした領域に設定する波源モデルについて、今後2～3年間かけて電共研で検討することとし、「原子力発電所の津波評価技術」を改訂予定。
- 電共研の実施について各社了解後、速やかに学識経験者へ推本の知見の取扱について説明・折衝を行う。
- 改訂された「原子力発電所の津波評価技術」によりバックチェックを実施。
- ただし、地震及び津波に関する学識経験者のこれまでの見解及び推本の知見を完全に否定することが難しいことを考慮すると、現状より大きな津波高を評価せざるを得ないと想定され、津波対策は不可避。

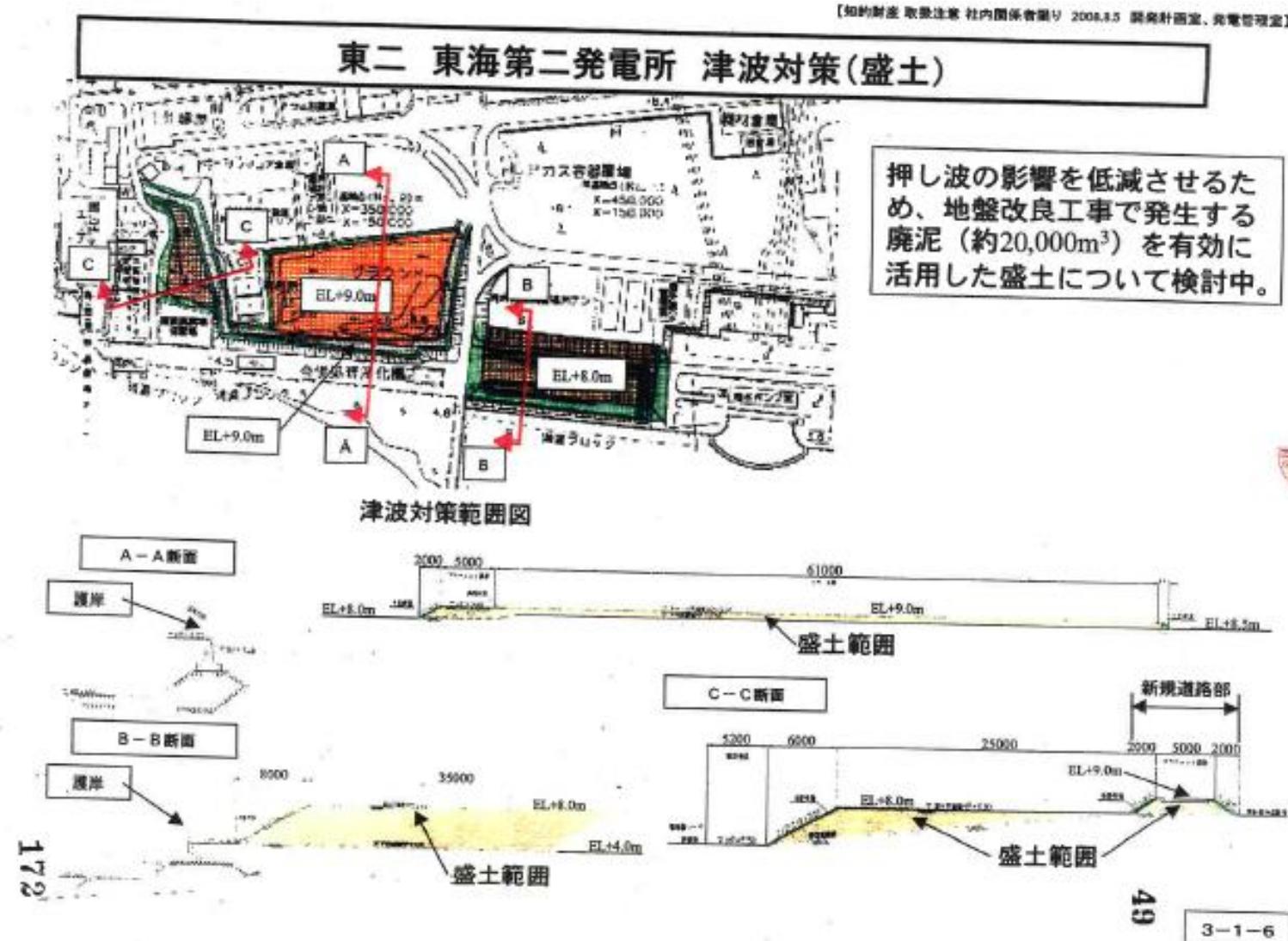
東海第二では推本の長期評価を踏まえて津波対策が講じられていました



推本の長期評価 に基づく海水ポンプ 対策



津波防潮堤の代わりの盛土 (対策していない東電に迷惑をかけないために、耐震強化のための土壤改良と擬装した)



日本原電 市村取締役 「こんな先延ばし していいのか、 なんでこういう判 断になるんだ」

- 2008年7月、東電は、長期評価を対策にとり入れるべきか土木学会に研究を委託することとし、それまで検討していた津波対策を当面実施しないことを決め、このことは、直ちに日本原電にも通知された。安保氏は、「そういう意味では土木学会の手法を改訂し、ある一定の基準を、有識者を踏まえてつくったのちに対策に反映するのだろうと思った」と証言し、東電の措置に理解を示し社内の上層部に伝えた際、特に異論はなかったとも証言した。しかし、指定弁護士は捜査段階での安保氏の調書を示し、この証言に疑問を呈した。
- すなわち、検察官役の指定弁護士は、元社員が、原発事故の後の捜査の過程で東京地検の調べを受けた際、東電の方針変更を受けて日本原電内部でミーティングで、安保氏の上司に当たる市村開発計画室長が、「こんな先延ばししていいのか、なんでこういう判断になるんだと述べた」と話していたのではないかと追及した。安保氏は、「言われてみればそうかもしれない」と答え、否定しなかつた。

第5 2009/2010貞観津波をめぐ る東電・保安院・専門家の攻防

2009年6月保安院バックチェック審査で貞觀の津波が取り上げられる。

►2009年6月24日「総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・津波、地質・地盤合同WG」第32回において、福島第一原発の耐震バックチェック中間報告書の審査に際し、岡村行信委員（産総研 活断層・地震研究センター 研究センター長）から、「プレート間地震ですけれども、1930年代の塩屋崎沖地震を考慮されているんですが、御存じだと思いますが、ここは貞觀の津波というか貞觀の地震というものがあって、西暦869年でしたか、少なくとも津波に関しては、塩屋崎沖地震とは全く比べ物にならない非常にでかいものが来ているということはもうわかっていて、その調査結果も出ていると思うんですが、それに全く触れられていないところはどうしてなのか」等と発言があった（甲17・16頁）。

►東電の西村氏から、福島地点の地震動を考える際には、塩屋崎地震で代表できると考えた等と説明があったが、岡村委員は納得せず、「少なくとも津波堆積物は常磐海岸にも来ているんですよね。かなり入っているというのは、もう既に産総研の調査でも、それから、今日は来ておられませんけれども、東北大の調査でもわかっている。ですから、震源域としては、仙台の方だけではなくて、南までかなり来ているということを想定する必要はあるだろう、そういう情報はあると思うんですよね。そのことについて全く触れられていないのは、どうも私は納得できないんです。」（甲17・16頁）等と追及された。

2009年以降貞観津波の対策が保安院の関心の焦点に

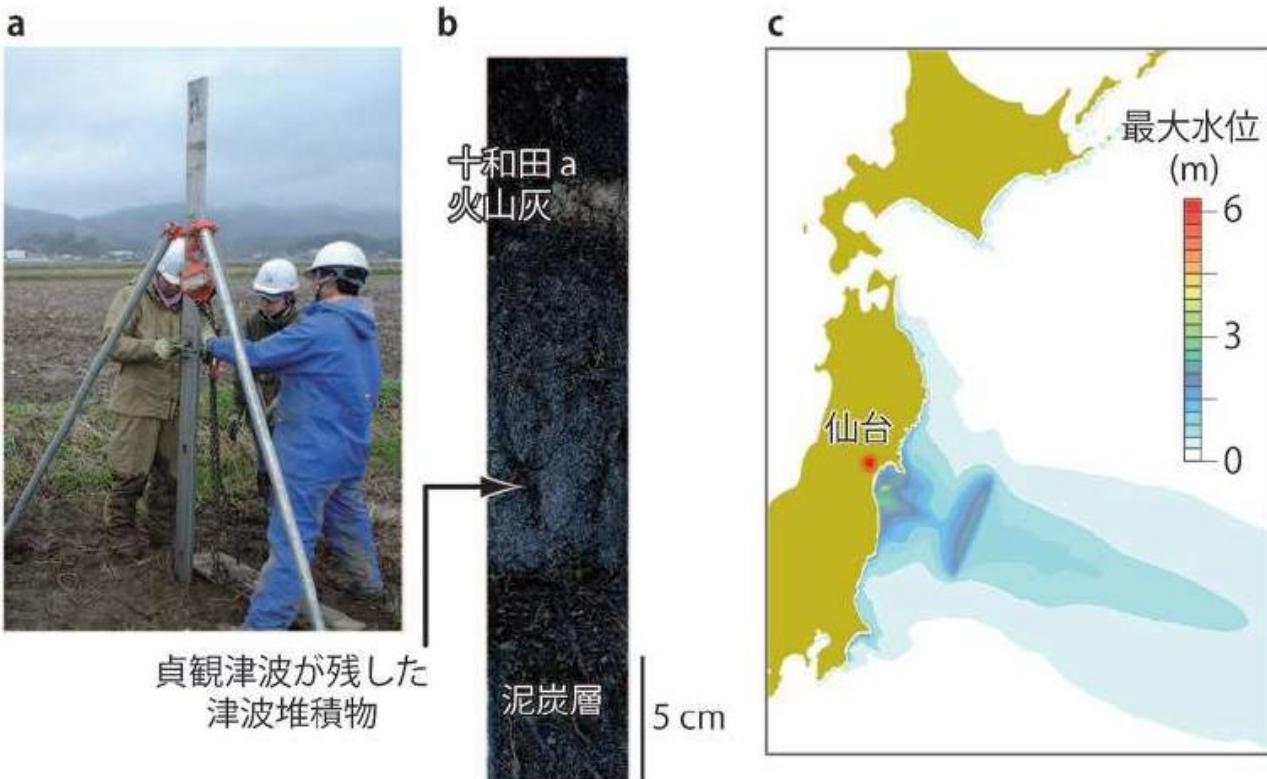


図 a : 仙台平野における調査風景。b : 仙台平野で採取された堆積物試料。c : コンピュータシミュレーションによる過去の津波の再現（行谷佑一研究室提供）。

岡村氏への対応 に腐心する東電の 幹部ら 酒井氏の2009 年6月14日の被 告武黒・武藤らに 宛てたメール

「本日午前、NISAの合同WGで福島バックチェック（活断層・Ss）が審議されました。予定では、Aサブ了解のもと、本日の合同WGでNISA評価書了解となる予定でしたが、下記のとおりやや波乱があり、もう1回審議となりました」

貞觀津波について、「・岡村委員から、プレート間地震で869年の貞觀地震に関する記載がないのは 納得できない」とコメントあり。地震動評価としては遠距離であり問題ないと考えているが記載する方向で検討する旨NISAが回答。

→地震動としては問題ないが、津波評価上では学会でモデルの検討を行ってから対処する方向で考えていた地震。その方向性でよいことは津波、地震の関係者にはネゴしていたが、地質の岡村さんからのコメントが出た、という状況。

→既に関係者には伝達しているとおり、堆積物調査等を実施することとしているが、バックチェック最終報告で対応するとなると設備対策が間に合わない（？）そもそも、現在提案されている複数のモデルのうち、最大影響の場合 10m級の津波となる。

→地震動影響の資料の打ち出し方について要注意（モデルが確定しているような言い方は避ける）」

- ・「地震動影響の資料の打ち出し方」について注意喚起をしている状況からは、安全性向上よりも停止リスク回避・対策工事コスト抑制のため、外向けの説明の仕方に特に腐心していた状況が推認される。

東電株岱訴訟東京
地裁における2.26
岡村行信証言(調書
41-42丁)は、被告らの
過失を基礎づける
決定的なものだった

- ・東電は少なくとも2回にわたって、岡村氏のもとを訪問し、津波堆積物調査を福島県でも実施していく方針を説明した。
- ・(東京電力の社員に対して、貞觀津波について考慮すべきかどうかといったことについて、何か御意見あるいは助言をされたことは)覚えてるのは、2回来られて最初は確かに津波堆積物調査をしますという、調査前のことでの説明に来られたと思うんですけど、多分そのときは私は今更調査してはもう無駄だと、先に対策した方がいいんじゃないですかということを言ったと思います。
- ・2回目は結果を持ってこられて、やはりこれでは来なかつたという証明にはならないでしょうというふうに申し上げたと思います。

東電の調査継続の方針について、岡村氏も「異論なし」と東電は保安院に虚偽報告していたことが明らかに

1. 状況報告

(貞観津波)

- ・ 学識経験者へ貞観津波についてはまだ研究段階であり、知見が確定していないことから、今回の会議で扱わず。津波堆積物調査、電力共通研究で検討・標準化した後バックチェックを行う予定であることを説明。
- ・ 上記方針について 6/26 佐竹(土木学会副会長), 7/1 今村(合同WG・AサブWG委員), 7/17 岡村(合同WG委員), 7/23 高橋先生(合同WG委員)はいずれも異論なし。
- ・ 一方で、合同WG(6/24)における岡村委員からの貞観地盤に関する指摘を踏まえ、評議會では「現在、研究機関等により 869 年貞観の地震に係る津波堆積物や堆積等に関する調査研究が行われていることを踏まえ、所院は、今後、事業者が津波評価及び地盤動評価の観点から、適宜、当該調査研究の成果に応じた適切な対応を取るべきと考える。」とされている。
- ・ また、貞観の地盤・津波について JNIE がクロスチェックを行う予定であり、東電の検討状況について審査官から質問あり(8/5)。⇒ 検討中である旨回答。

2. 今后の対応

- ・ 学識経験者の了解が得られたことから、試計測結果を示した上で、バックチェック方針について保安院へ説明を行い、今後の対応について折衝を行う。

第6 事故の直前から直後の時期に何が起きていたのか・何が隠されたのか

- **長期評価改訂版の驚くべき中味**
- **推本のメンバーが想定していた地震が起きたと述べている中で推本事務局は想定外と公表してしまう**
- **ヨウ素剤の配布も予定されていた。何者かの手によって止められた。被ばく影響を過小評価し、住民に危険に曝した**

2011.1.26 長期評価第二 版の原案

- ・「(原案) 宮城県中南部から福島県中部にかけての沿岸で、巨大津波による津波堆積物が約四五〇～八〇〇年程度の間隔で堆積しており、そのうちの一つが八六九年の地震（貞觀地震）によるものとして確認された。
- ・貞觀地震以後の津波堆積物も発見されており、西暦一五〇〇年頃と推定される津波堆積物が貞觀地震のものと同様に広い範囲で分布していることが確認された。
- ・貞觀地震以外の震源域は不明であるものの、八六九年貞觀地震から現在まで一〇〇〇年以上、西暦一五〇〇年頃から現在までに約五〇〇年を経ており、巨大津波を伴う地震がいつ発生してもおかしくはない。」

2011年2月 23日長期評 価部会 に提案された 修正案

- ・宮城県中南部から福島県中部にかけての沿岸で、巨大津波による津波堆積物が過去2500年間で四回堆積しており、そのうちの一つが869年の地震（貞觀地震）によるものとして確認された。
- ・最新は西暦1500年頃の津波堆積物で、貞觀地震のものと同様に広い範囲で分布していることが確認された。
- ・貞觀地震以外の震源域は不明であるが、**巨大津波を伴う地震が発生する可能性があることに留意する必要がある。**

2011年3月7日東電は初めて津波計算結果を保安院に報告した

- ・東京電力は、2011年3月7日保安院と「お打ち合わせ」を行い、保安院に対し、「福島第一原発及び福島第二原発における津波評価について」と題する書面を交付して、津波評価技術で示されている断層モデルを用いた試算結果（O.P. + 5.7m～6.1m），長期評価に対応した断層モデルに基づいた試算結果（明治三陸地震：最大O.P.+15.7m。延宝房総沖地震：最大O.P.+13.6m），貞観津波に関する佐竹論文の断層モデルを用いた場合の波高の試算結果の概算（O.P.+8.7m～9.2m ただし、詳細計算により2～3割程度津波水位が大きくなる可能性がある。）を報告した（甲15，甲75・7頁）。
- ・そして、高尾氏は、経過をまとめて当日の内に武藤氏や山下部長らにメールしている。ここには、2011年4月に推本の長期評価改訂版が公表される際、津波対策の遅れについて、早期の対策を促す指示をすることが示唆され、高尾氏らは「津波対策工の検討を着実に実施する必要があります」と武藤氏に伝えている。極めて緊迫した重大なメールであった。

これが、3.11の四日前に、高尾GMが武藤本部長に宛てたメールである。
「NISAコメントから、津波対策工の検討を着実に実施する必要がありますので、社内津波WG事務局と相談して進めたいと思います。」

地震調査委員会による貞観地震津波公表に向けたNISAヒアリング (メモ)

日時：平成 23 年 3 月 7 日 (月) 17:00~18:00

参加：原子力安全・保安院 小林室長、渡辺課長補佐、名倉審査官、杉原審査官、玉木審査官

当社 土木調査G 高尾GM、及川、柳沢

耐震調査G 江崎

概要 (3/7 19:34 高尾GM発→武藤本部長宛メールの写し) :

■当方の説明 (要点)

- ・3月3日に地震本部事務局と打合せを実施。
- ・4月中旬に長期評価の見直しを公表予定。その中で、H6.9年貞観津波について触れるとのこと。
- ・ただし、地震本部独自には研究成果は持つておらず、公表済み論文以上の情報は無い模様。そこで、当社は、地震本部に対し、波浪モデルの推定していないことが読み取れるよう記載を工夫して欲しい旨を願いした。
- ・土木学会では、H24年10月に「東京電力福島第一発電所の津波評価技術」の改訂を予定。貞観津波以外にも日本海溝沿いの波浪の見直し（貞観と同レベルの津波を発生させる）が予定されていることから、どのような津波対策ができるか社内検討を進めている。ただし、H24年10月までに改修工事を完了することは無理である。

■NISAコメント (要点)

- ・4月の地震本部の公表の内容によっては、NISAから指示を出すこともある（比較的強い口調）。
- ・また、近く女川のバックチェック最終報告が予定されている。その審議において、貞観津波のことが話題になることが予想されるが、審議状況によっては、東電福島に対する頭で指令を出すこともあり得る（比較的強い口調）。
- ・土木学会の改訂時期とバックチェック最終報告の時期との関係によっては、報告内容と対策工事完了の有無が大きく左右されるので、十分検討すること。

■今後の予定

- ・地震本部と連絡をとり、4月公表の内容を事前に把握できるようにしたいと思います。
- ・女川の報告内容や審議状況を的確に把握いたします。
- ・NISAコメントから、津波対策工の検討を着実に実施する必要がありますので、社内津波WG事務局と相談して進めたいと思います。

津波対策への 官民挙げての 妨害工作の中 で迎えた破局

(島崎邦彦『3.11大津
波の対策を邪魔した男た
ち』2023年3月刊より)

- 2011.3.3 秘密会議で推本の長期評価の改訂版をさらに書き換えられた。
- 推本の動きを察知した保安院の名倉氏が高尾氏に連絡し、3月7日に東電が保安院に対して15.7メートルの津波計算高さを報告した。
- 3.9 推本の長期評価の第二版を公表する予定であったが、東京電力などの要望で4月に延期される。
- 3.9/10 延期されていなければ、宮城から福島にかけての海域で、巨大津波を伴う地震が発生する可能性があることがテレビ、新聞で報じられた可能性がある。
- 3.11 東日本太平洋沖地震が発災、臨時地震調査委員会が開催された。多くの委員が、貞觀の津波の繰り返しを予測して長期評価を準備していたことを公表すべきだとの意見を述べたが、推本の事務局は「後出しじゃんけん」になるという不可解な理由で、このような公表を認めず、この地震は想定外のものだと公表した。



福島第一原発事故は
防ぐことが可能であった!
原発事業者としての義務を怠った東電役員を断罪した歴史的判決は
どのようにして勝ち取ることができたのか。
弁護団による迫真的ドキュメント。

第7 2022.7.13 東電役員に13兆円余の 支払いを命じた東京地裁 商事部判決

2021.10.29 現地進行協議 3.11後はじめて裁判所が福島第一に入つた!



- (1)高台を掘り込んだ地盤に建築されている 現地の4メートル盤と10メートル盤 もともと津波に脆弱
- (2)水密化するべき個所 結果回避ができたかどうかの判断のために現地を見る 大物搬入口・ルーバー（重要機器設置室扉）
- (3)帰還困難地域 原発事故の被害の重大性

国そのものの 崩壊につながり かねない

「原子力発電所において、一たび炉心損傷ないし炉心溶融に至り、周辺環境に大量の放射性物質を拡散させる過酷事故が発生すると、当該原子力発電所の従業員、周辺住民等の生命及び身体に重大な危害を及ぼし、放射性物質により周辺の環境を汚染することはもとより、**国土の広範な地域及び国民全体に対しても、その生命、身体及び財産上の甚大な被害を及ぼし、地域の社会的・経済的コミュニティの崩壊ないし喪失を生じさせ、ひいては我が國そのものの崩壊にもつながりかねないものである**から、原子力発電所を設置、運転する原子力事業者には、最新の科学的、専門技術的知見に基づいて、過酷事故を万が一にも防止すべき社会的ないし公益的義務があることはいうをまたない(最高裁昭和60年(行ツ)第133号平成4年10月29日第二小法廷判決・民集46巻7号1174頁参照)。」(判決文84頁)

知見に多少不確定な部分があっても、安全側に余裕を取って対策することは可能である。

- (東京電力役員の)主張のような見解は、理学的知見の信頼性に加え、原子力事業者が容易に対策を講ずるための情報が明確となっていることまで要求するものといえるが、**知見に多少不確定な部分があっても安全側に考慮した相応の余裕をもつて対策を講ずることは可能である**
- 当該知見によれば危険であることは示されているのに、余裕の幅をどの程度取ればよいかが示されていなければ、対策が義務付けられないというのは不合理である。

どのような科学的知見に対応するべきなのか

- ・東京電力役員の主張のように解すると、一定の領域で大規模な津波地震が発生する蓋然性があると想定するのが相当であると相応の実績を有する多くの研究者や専門家が認識している場合であっても、具体的な根拠をもつて波源の位置を特定して、一定の期間における発生間隔を算出できないときには、原発運転会社の取締役は、想定される津波から過酷事故を防止するための対策を一切行わなくとも構わないということになる。
- ・このような考え方従えば、科学的信頼性をもつて予測される津波による全電源喪失の過酷事故の発生を許容することに帰着することになる。
- ・(東京電力役員の主張は)安全性確保よりも原子力事業者による対策の容易性を過度に重視するものであつて、およそ許容できるものではない。

東電株主代表訴訟東京地裁商事部判決が認めた原子力事業者の悪辣さ

「本件の経緯をつぶさに見ると、東京電力においては、本件事故前、万が一にも過酷事故を起こさないよう、最新の科学的知見を踏まえて、いかなる対策が可能か、またそのリスクの度合いに応じて、いかにそれをできるだけ早く講ずるかという、原子力事業者として、当然に、また極めて厳しく求められる安全確保の意識に基づいて行動するのではなく、むしろ、**ほぼ一貫して、規制当局である保安院等との関係で、自らが得ている情報を明らかにすることなく**…いかにできるだけ現状維持できるか、そのために、有識者の意見のうち都合の良い部分をいかにして利用し、また、都合の悪い部分をいかにして無視ないし顕在化しないようにするかということに腐心してきたことが浮き彫りとなる。」（判決要旨 3 1 頁、3 2 頁）

安全意識や責任感が、根本的に欠如!

「そして、そのように保安院等と折衝をしてきた津波対策の担当部署でさえもが、もはや現状維持ができるないとして、本格的に津波対策を講ずることを具申しても、**被告らにおいては、担当部署の意見を容れることなく、さらに自分たちがその審議に実質的に関与することができる外部の団体(引用者注　これは土木学会を指している)を用いて波源等の検討を続けることにした上、その間、一切の津波対策を講じなかつたものである。このような被告らの判断及び対応は、当時の東京電力の内部では、いわば当たり前で合理的ともいい得るような行動であったのかもしれないが、**原子力事業者及びその取締役として、本件事故の前後で変わることなく求められている安全意識や責任感が、根本的に欠如していたものといわざるを得ない。**」（判決要旨 32 頁）**



**第8 東電株代訴訟・東京
高裁判決を乗り越え最高
裁での逆転を目指す!**

2025/6/6 東京高裁逆転 原告敗訴判決



2025/6/6 東電株主代表訴訟控訴審判決 地裁判決を破棄し、原告の請求を棄却する不当判決が言い渡された



- ・東京高裁(木納裁判長、右陪席伊藤正晴、左陪席森剛)は、追加の証拠調べ、一審に続いて現地進行協議を実施したにもかかわらず、その判決は、一審判決を破棄し、原告の請求を棄却する不当判決であった。

木納敏和裁判
長と伊藤正晴
陪席裁判官
(現地進行協
議時の写真)



驚くべきことに、
判決は、原発
事故は国の崩
壊を招きかねな
いものであるこ
とを認めてい
る！

- ・この判決は、総論では、原発事故がもたらす**地域社会ひいては国の崩壊をも招きかねない未曾有の被害実態**を認定している。
- ・そして、原発事業を営む東京電力という公益企業の経営者には、原発の安全性を確保するための重い経営上の責務が課されていることを認めた。
- ・しかし、各論の判断においては、実質的にはこれを否定したのである。

水密化などの対策では事故は防ぐことができなかつたと根拠なしに決めつけた

- ・高裁判決は判決理由で、当時の状況下で旧経営陣が事故防止のためにできた指示は「原発の運転停止」しかなかったとし、運転停止を求めるに足りる情報があったかという観点で判断をした。とりうる対策を停止に限定し、他の対策についての検討を放棄した。
- ・電力需給への影響なども考慮した上で、運転停止を指示するほどまでに長期評価を信頼できたかという観点で検討した。
- ・当時、地震本部が長期評価の信頼度を「C（やや低い）」とし、中央防災会議や自治体の防災対策に採用されていなかつたことなどから、運転停止を指示する根拠として「十分ではない」とし、旧経営陣に「津波の予見可能性があったとは認められない」とした。

長期評価の見解は電力会社においても尊重すべきものであった。

- ・長期評価の見解は、当時の地震学に関するトップレベルの研究者による実質的議論に基づき、国として一元的な地震の評価を行うために取りまとめられたものといえ、その見解は、原子力事業者においても尊重すべきものであつたと認められる。

極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波への対策が求められていた

- ・阪神淡路大震災の経験を踏まえて、長期の検討を経て2006年に策定された新耐震設計審査指針は、地震随伴事象の考慮として、津波については、施設の供用期間中に**極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波**によつても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないことを求めていた。
- ・東京電力内で津波対策の検討が2007年に開始されたのは、この指針を受けた作業であった。
- ・当時、保安院は、この指針に基づく安全性の検討を、数年以内の速やかに遂げるように強く求めていた。
- ・判決は推本の「**特定(福島県沖)の海溝寄り領域で今後30年以内に津波地震が発生する確率が6%程度というのは低い確率とはいえない**」とまで判示している。
- ・自然災害はいつ起きるかわからないのであるから、朝倉判決を正しく認定したように、電力会社役員としては、直ちに応急対策＝水密化等を命ずることが求められていたのである。

推本津波には 切迫感・現実 感がないから、 対策をとる必 要がなかつ た?!

- ・「東電土木グループの2008.6.10説明は、短期間のうちにもこのような津波が襲来するという切迫感ないし現実感を抱かせるものではなかった。」
- ・「同会議で一審被告武藤に示された資料には、明治三陸試計算結果の前提となった長期評価の見解について、専門家の間で意見が分かれている旨の記載があり、一審被告武藤は、担当者から、長期評価の見解について、明確な根拠は示されていない。」
- ・「保安院のバックチェック審査を通すためにはこれを取り入れなければならないとの説明も受けていた。」
- ・しかし、**バックチェック審査をクリアすることが、原発の安全性を確保するための最低限の要請であったことを判決は忘れている。**
- ・**判決は対策を講ずるために、地震や津波発生の現実的 possibility、切迫感が必要だとしているが、津波地震について切迫感等を有する予見可能性を指摘することは、現在の地震学では不可能である。**
- ・つまり、**この判示は、何らの対策も講ずることなく原発を運転しても、役員が責任を問われることはないと言っていることとなり、総論で述べた、電力会社役員に求められる高い安全性確保の判示と、完全に矛盾し、次の原発重大事故を準備するものとなっている。**

木納裁判長が 判決読み上げ の最後に、声 を強めて読ん だ、判決の付 言は、判決の 論理破綻を意 味している

- なお、以上は飽くまで、本件事故についての一審被告らの法的責任についての判断であり、「**本件事故を経験した現時点においては、」原子力事業者たる電力会社の取締役が負うべき原子力発電所における過酷事故を防止するための善管注意義務の前提となる予見可能性について、必要とされる具体性の程度をより抽象化し、当該取締役に本件事故前よりも、一層重い責任を課す方向で検討されるべきものであるといえる。今後いかに地震科学が進歩し、相応に地震予知技術が向上するとしても、これによって津波地震の規模及び発生時期の予知の精度が格段に高まるものとは考えられない。原子力事業者たる電力会社の取締役は、そのことを前提に、原子力発電所に襲来する津波を想定する責任を負うべきものであり、その想定は、本件事故前と同様のものであってはならないというべきである。**
- 本件事故による教訓は、原子力発電所を設置管理する原子力事業者において今後の安全性の確保に生かさねばならないのであって、**二度と過酷事故を発生させてはならない。**
- 今後、原子力事業者においては、いかなる要因に対しても過酷事故の発生を**防止するための措置を怠らない**という不断の取組を継続することが求められているといえるとともに、原子力発電事業の在り方について、原子力発電による電力供給の利益を享受する者も含めて広く議論することが求められているといえる。

国の対応に疑問を示唆する 判示もみられる

- ・本件予見可能性との関係では、理由はともかく保安院が東京電力の示す方針に異議を述べなかつたことは、長期評価の見解を一番被告らに本件予見可能性があつたことの根拠と認める上で消極方向に働く事情となり得るものというべきである
- ・ただし、当時の規制機関として、そのような保安院の対応が適切であったか否かは別問題である。

論理矛盾に満ちた支離滅裂な判決は、合議の分裂によってもたらされたのではないか

- ・この支離滅裂な判決が意味するのは、この判決は合議が分裂して書かれたものであろうと、私は推測する。
- ・伊藤陪席は、審理の途中から、合議体に参加することになった。
- ・何者かによって不自然に送り込まれてきた陪席裁判官が、定年を間近に控える裁判長の強い思いを、もうひとりの陪席を巻き込み、二人の陪席の力でねじ伏せたこの判決には、司法の深い闇を感じる。
- ・しかし、**この判決は、裁判官の中における考え方の分岐を明るみにし、論理的な整合性を著しく欠く判決となつた。**我々の努力によって勝利することはできなかつたが、すくなくとも爪痕だけは残すことができた。
- ・この**論理破綻**について、最高裁での逆転を目指して力を尽くす。

最高裁第二小法廷→大法廷での逆転勝訴を目指す！

- ・国に対する国賠訴訟の上告審は第一小法廷により、1月23日にまとめて棄却された。
- ・株代訴訟の上告審は、三浦守判事が裁判長を務める第二小法廷に係属した。
- ・三浦裁判官は、避難者追い出し訴訟においても、一審、二審ともに原告敗訴の事件について、避難者に寄り添う少数意見を公表している。
- ・第二小法廷で、日弁連推薦の高須裁判官が、三浦裁判長に同調すれば、合議は二対二で、成立せず、事件は大法廷に回付される可能性がある。
- ・1月26日には、原告団と弁護団は、最高裁西門で宣传活动と、要請行動を展開する予定。
- ・株主代表訴訟再逆転勝訴は可能である。

第9 2024/1/1 能登半島地震 自然を恐れよ！

- ・羊文学 「人間だった」より
- ・「街灯の街並み 燃える原子炉/どこにいてもつながれる心/東京の天気は 晴れ 晴れ 雨/操作されている/デザインされた都市/デザインされる子供」
- ・「もっと便利に もっと自由に/なにを得て なにを失ってきたのだろう/怖いものはない 怖いものはないのかい/忘れないで 自然は一瞬で全てをぶち壊すよ」
- ・「本当はわかっている/君もわかっている/花の一生にとって/君は必要ないこと
わたしは知っている/そしてただ見ている/人間が神に/なろうとして落ちる」
- ・(C) 塩塚モ工力

大地殻変動期 に突入した日 本列島で稼働 している原発は、 次の原発事故 を引き起こす高 い蓋然性があ る

- 1995年の兵庫県南部地震以降、日本列島は地震静穏期を終え、地震活動期に入った。**京都大学鎌田浩毅名誉教授**は、2022年の最終講義において、**日本は「大地変動の時代」に突入したことを強く警告した。**
- 「今、日本列島は揺れている。東日本大震災以降、日本は地殻の変動期に入ってしまった。変動期とは、地球の歴史から見て、地震、火山の噴火などが多い時期のことである。2011年3月11日に起きた東日本大震災以来、日本では地震が頻繁に発生するようになった。**「3.11」以降に大きな被害の出た地震としては、熊本地震（16年4月）、北海道胆振地方の地震（18年9月）が記憶に新しい。**
- マグニチュード9.0を記録した東日本大震災は、日本の観測史上で最大規模だったのみならず、世界的に見ても歴代4位に入る巨大な地震だった。マグニチュードの数値が1大きくなると、放出されるエネルギーは約32倍にもなる。関東大震災の時のマグニチュードは7.9だから、「3.11」はその約50倍、マグニチュード7.3だった阪神・淡路大震災時の約1400倍ものエネルギーが放出されることになる。このように巨大なエネルギーが放出された東日本大震災によって、日本列島は地殻変動の時代を迎えた。

2024.1.1能 登半島地震は 予測外のオン パレード

- ・推本の長期評価では、能登半島での地震は、一部予測されていたが、海域の断層による地震は的確に予測されていなかった。
- ・志賀原発の安全審査では95キロの断層を評価していた。
- ・しかし、実際に活動したのは150キロに及んだ。
- ・遠く離れた断層も連動して活動した。
- ・5メートルの隆起は、だれも予測できなかつた。

これだけ広範な
隆起が発生した

広範な地域で、沿岸が陸化した

SAR強度画像で捉えられた沿岸域の陸化域 NEW



[解析範囲全域の強度画像・RGB画像を地理院地図で閲覧](#)



能登半島の付け根、
黒島漁港、港として
全く使えない。

2024年7月
脱原発弁護団
全国連絡会による現地調査

ここが、漁港だった。これが岸壁だった。
ここに船が入ってくることはできない。
漁業再開には、沖に港を作り直すしかない。



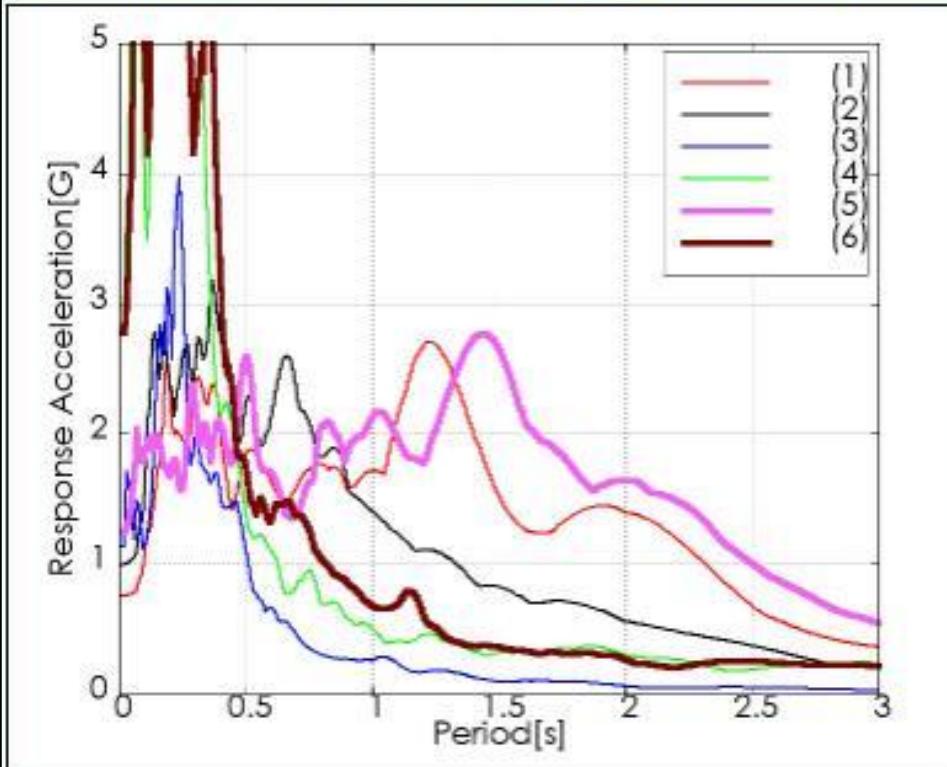
能登半島の深
見漁港周辺で
は5.2メー
トルの隆起が
確認できる！

珠洲の北野進
氏の報告



Kネット 富来地点の 地震記録

また、特に震度の大きな弾性加速度応答スペクトルを過去の強震記録と比較して示す



- (1) 兵庫県南部地震JR鷹取 (2) 新潟県中越JMA小千谷 (3) 三陸南JMA大船渡
(4) 東北地方太平洋沖地震K-NET築館 (栗原市震度計) (5) K-NET穴水 (6) K-NET富来

http://higaisuitei.html.xdomain.jp/eqreport/s2401_2.htm?fbclid=IwAR1fZEQkSnchiN4ZY9D0TeHTDQ1kVMkgw21coUJbDyrh3MuWBFmipbPJWQY)

K-NET富来 観測点の地 震動は 12G/ 11760Gal に達した

・本件地震で最大の地震動を記録したK-NET富来観測点の地震動のスペクトル解析の結果（減衰定数を5%と仮定）は、別紙(6)のグラフの茶色線で表示されたとおりである。同グラフには、比較のために、過去の大地震における観測記録とK-net穴水観測点の観測記録が記載されている。

- ・グラフの横軸は周期、縦軸は加速度（単位はG（重力加速度）、なお、1Gは約980ガル）である。これみると、K-NET富来観測点の地震動は、周期0.5秒以下の極短周期の地震動が極めて大きなもので**グラフの上限（5G、すなわち約4900ガル）を突き抜けて**いる。
- ・函館市訴訟で原告代理人である井戸謙一が境有紀教授に問い合わせたところ、**加速度の最大値は12Gだった**とのことであった。すなわち、1万ガルを優に超えていたのである（980ガル×12=11760ガル）。

第10 浜岡原 発耐震データ 捏造が示す、 電力の退廃と 規制委の無能



静岡県御前崎市役所を訪れ、下村勝市長らとの面会の冒頭、謝罪する中部電力の林欣吾社長=2026年1月15日午前8時38分、静岡県御前崎市池新田、戸村登撮影

・2026年1月5日、再稼働に向けて適合性審査中であった浜岡原子力発電所に関し、中部電力による不正行為が発覚した。

・基準地震動の策定に係るデータを意図的に捏造し、規制委員会を欺いていた

浜岡原発再稼働審査での中部電力によるデータ不正操作を巡る経緯

2011年3月	東日本大震災、福島第1原発事故が発生
5月	菅直人首相(当時)の要請を受けて中電が稼働中の4、5号機を停止
14年2月	中電が4号機の審査を原子力規制委員会に申請
15年6月	中電が3号機の審査を規制委に申請
18年以前 (時期不明)	地震動のセットを多数作り、意図的に1セット選ぶ方法で不正操作
18年以降	意図的に代表波を選ぶ方法で不正操作
19年1月	審査で実際とは違う代表波の選定方法を説明
23年9月	規制委が最大加速度1200ガルの基準地震動を了承
25年2月	原子力規制庁に外部から「恣意(しい)的な操作が行われている」と情報提供
12月18日	中電がデータ不正操作の疑いを規制庁に報告
19日	規制庁が審査を停止
26年 1月5日	中電が第三者委員会の設置を決定、不適切事案を発表
7日	規制委の山中伸介委員長が審査白紙に言及

18年以前の不正の方法が左

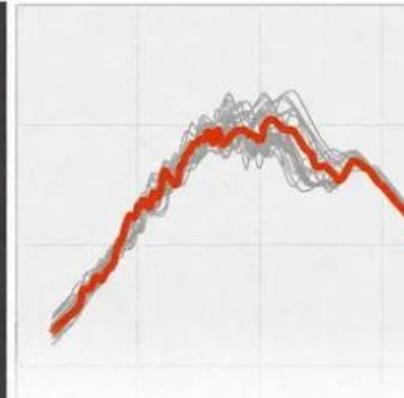
→

18年以後の不正の方法

悪質さが格段に増している(黒崎氏インタビュー談)

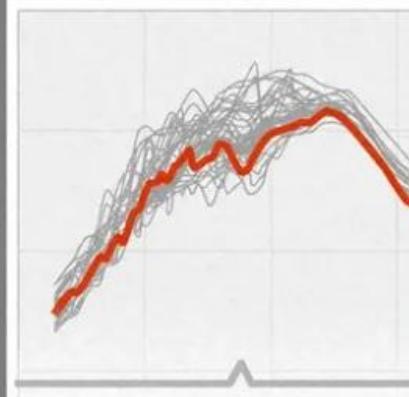
中部電力の審査データ不正のイメージ

正しい方法

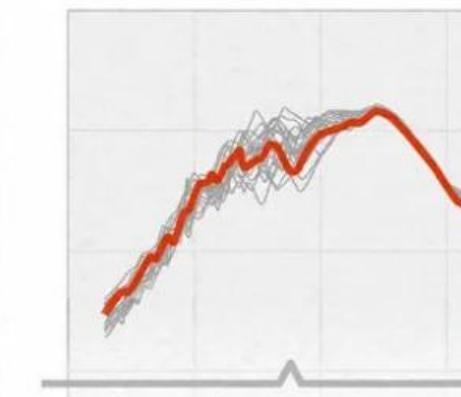


20通りの揺れ(—)を計算
平均に最も近い揺れ
=代表波

不正の方法



数千通りの揺れ(—)を計算し、過小評価した揺れを代表波として選ぶ



選んだ揺れが代表波に見えるように、他の19通りの揺れのデータを「捏造」

浜岡原発における基準地震動の主な変遷

- 浜岡原発の建設当初の設計基準地震動は1・2号機が450ガル、3・4号機が600ガルで設計された。
- 2005年頃には、中央防災会議の想定を反映し、岩盤上で最大約1,000ガルの揺れを想定した。
- 福島原発事故を踏まえて設置された原子力規制委員会の下で、19回にわたり、審査が重ねられ、1～4号機周辺は最大加速度1,200ガル（Ss1）、5号機周辺は2,094ガル（Ss2）が設定された。主に地盤增幅特性の評価見直しによって5号機側は大きく上昇したが、1-4号機はほぼ据え置かれた。
- 2023年9月：上記の基準地震動が原子力規制委員会より「概ね妥当」と評価された。その正当性が問われる状況となっている。

捏造の経緯と 発覚の経緯は 未だ不透明

- ・この問題が規制委員会に公益通報されたのは2025年2月、規制委員会による通報の調査は、遅くとも10月には始まっていた。
- ・中部電力が不正を認めたのは12月18日。審査を停止したのは19日。この時期に、国は泊と柏崎の再稼働を進めていた。
- ・ところが、規制委員会はこれを直ちに公表せず、1月5日にようやく中電が公表した。
- ・しかし、これらの二次に渡る不正が、中電ないし委託を受けていたコンサル会社の中の誰によって考案され、中電内で、その事実がどのような範囲で共有されていたのかという、最も重要な事実は公表されていない。
- ・また、正しい方法で計算した場合に、基準地震動として、どのような数値が算出されたかも公表されていない。

中電に原発を 安全に運転す る能力はなく、 中電の設けた 第三者委員会 の人選は不公 正だ

- ・ いざれにせよ、意図的に捏造されていたことは、浜岡原発の安全性と中部電力に対する信頼を根底から損なうものである。
- ・ 中部電力は、「発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」を欠く（炉規法43条の3の6第1項2号）というほかない。
- ・ 中部電力が設置した第三者委員会の委員には、電力会社と強い結びつきが指定されるTMI総合法律事務所の弁護士が選ばれており、公正な調査が期待できない。人選し直すべきだ。

不正を見破ることのできない規制委員会に原発の規制をゆだねることはできない

- ・浜岡原発の基準地震動（震源を特定して策定する地震動）について、2022年4月15日には、規制委員会は「おおむね妥当」との判断をしていたことである。完全に騙されていたのである。
- ・データそのものを提出させ、クロスチェックを実施すれば、捏造を見破ることができた。
- ・原子力規制委員会が、この不正を見抜くことができず、内部通報によって不正が明らかになった。
- ・原子力規制委員会が発足する際に、スタッフ不足が指摘され、原子力安全基盤機構を合体した。基盤機構の中には様々な専門家があり、クロスチェックによって規制審査の充実が図られることが期待されたが、このような期待は見事に裏切られた。



深刻で重大な
捏造と言いな
がら、他の電
力には不正の
兆候はないと
断定した山中
委員長

- 規制委は7日の会合で、「もっともらしく見えるように図を作成した。研究不正にたとえると、捏造や改ざんにあたる」「安全に関わる審査データの捏造案件。極めて深刻で重大」などと指摘した。。
- しかし、規制委の山中伸介委員長は7日の記者会見で、今回は中部電固有の問題で、他事業者では類似した不正の兆候や安全文化の劣化は見いだしていないと述べた。「水平展開は今のところ考えていない」とのべた。この見解は強く批判され、軌道修正が不可避であるが、規制委員会の本音が明らかとなっている。
- 東電福島第一原発の事故を受けた法改正で、安全に関わる新たな知見が見つかって規制委が重要だと判断すれば、全国の原発に追加対策を義務づけている。
- 不正を発見できなかっただにもかかわらず、他の電力には不正の兆候はないと断定する規制委は、能力だけでなく、やる気もないと言わざるを得ない。

第11 最高裁6.17判決3.5判決を乗り越え、次なる原発事故を防ぐために、裁判官を説得し、勇気づけ、司法に原発事故の東電・国の責任を認めさせ、裁判を通じた脱原発を実現しよう！

どのようにして、裁判官を説得するのか？

- ・原発事故が地域コミュニティを破壊してしまう深層を明らかにする。
- ・原子力技術の制御の困難さを裁判所にわかりやすく説く。
- ・いつどのような自然災害が起きるかわからない、そして、ごくまれな災害にも原発は対応しなければならないことをとく。
- ・人口が集中している地域や避難困難な地理条件のサイトについては避難計画の未確立を引き続き重大な争点としていく。
- ・東北日本太平洋沖、熊本地震、能登半島地震の連続により、日本全土が1000年に一度の大地殻変動期に突入し、想定をはるかに超える地震、火山爆発の危機が高まっている。このことは、原告が立証しなければならない事項ではないが、深刻な自然災害に起因する原発事故の危険性がかつてなく高まっていること正面から立証し、原発の稼働を認めることが未来の日本国民に対する深刻な犯罪であることを論証していく。
- ・原発の発電法としての優位性は完全に崩れしており、再稼働をしなくても、エネルギーの需給には何ら支障がないことを論証し、裁判官への心理的なハードルを取り除く。

子ども甲状腺がんの当事者を含め、福島原発公害被害者を救済しなければならない。このような被害を二度と繰り返してはならない。

- ・福島原発事故の最も深刻な被害を象徴する子ども甲状腺裁判が、東京地裁で継続中である。
- ・100万人に年1人ほどしか発生しないとされていた子ども甲状腺がんが、すでに300例を超えて発症している。
- ・にもかかわらず、政府も東電も、国連科学委員会の非科学的なレポートを錦の御旗に因果関係を全面否定している。
- ・福島の子どもたちは、正確な放射性物質の拡散状況を知ることもできず、事故後も十分な放射線防護を受けられず、さらに、政府が途中まで進めていたヨウ素剤の配布も、何者かによって差し止められ、受けられなかった。
- ・福島の子どもたちは、福島原発事故によって放射線被害は起きていないという、国と原子力カムラにとって最後の安全神話を守るための犠牲とされている。
- ・このような被害は、二度と繰り返してはならない。



桂場＝司法反動の巨頭石田長官も、公害被害の救済を図ろうとした

- NHKの朝ドラ「虎に翼」の中で、桂場最高裁長官は、「公害被害で苦しんで助けられるべき人は、速やかに助ける。それが、司法の力であるべきだ」と述べた。
- 1970年3月12・13日、最高裁は公害訴訟の処理について民事事件担当裁判官会同を開き、全国の担当裁判官が参加した。この席で石田和外最高裁長官は「伝統的な法解釈、運用だけでは十分な処理は期待できない。今や新しい解釈方法が必要である」と述べた（山本祐司「最高裁判所物語」1994年27～28ページ）。
- 参加裁判官の間では因果関係の挙証責任の転換や無過失責任を採用すべきだという意見が強かった（朝日新聞1970年3月14日）。
- 3月20日の衆議院法務委員会では、矢口洪一最高裁民事局長（のちに長官）はまず因果関係も過失も事実上被告側に立証責任を持たせる、というのが参加者の意見であったことを認め、それは現行法ができるのか、との問い合わせに対し、実際問題としては「いわゆる事実認定の問題で相当数片がつくのではないかと考えており」、その場合に「一応の推定ということで立証ありとし」「いわゆる疫学的方法」を「これに導入することによりまして、なお事実の認定が容易になるということで、ある程度できるのではないかと思っております。」と述べている。
- 石田は後に「（四大公害裁判では）裁判所としては百分の任務完遂と思っています」と述べている。

今日お話しした かったことのま とめ

- ・福島原発事故の被害を忘れるな
- ・福島原発事故が東電と国の過失によって起きたことを忘れるな
- ・原子力ムラが事故時に決定的な事実を隠ぺいしたことを忘れるな
- ・原発GX法とエネルギー基本計画は福島原発事故を忘却した愚かな政策であり、これに賛成するものは次の原発事故を招き寄せた責任を負う
- ・事故の最も深刻な被害者であるこども甲状腺ガンに罹患した若者たちと共に闘おう
- ・汚染処理水を海に放出するな
- ・司法を批判しつつ、司法に絶望することなく、希望を持って闘い続けよう



2024/7
志賀原発反対の団結小屋にて